

平成17年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

平成17年3月7日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫		

1, 欠席議員 (1名)

16番 中川靖広

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 猪川恭弘

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
税務課長	植嶋滋継	住民生活部長	中井克巳
福祉課長	西川肇	健康推進課長	清水孝悦
環境対策課長	清水建也	住民課長	西谷桂子

都市建設部長	北村光朗	建設課長	堤和雄
建設課参事	今西弘至	観光産業課長	田口好夫
都市整備課長	藤本宗司	都市整備課参事	西田哲也
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	阪野輝男
上下水道部長	池田善紀	上水道課長	水田美文
下水道課長	谷口裕司		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 14番 里川議員

1、各種協議会、委員会のあり方について

- ・実効性のあるものとなっているか。
- ・運営について。

2、現在策定中の障害者福祉計画について

- ・自立支援のための基本的な施策体系とコンセプトについて。
- ・情報提供について。
- ・就労について。
- ・軽度発達障害・LD・ADHDなどについて。
- ・乳幼児検診・療育教室について。
- ・各種制度の周知方法について。
- ・この計画策定後の周知・啓発について。

全町民・関係機関はもとより、全職員にもやるべきであると考えてるが、取り組み方の考えを示してほしい。

3、出先機関の駐車料金徴収について

- ・現行の徴収方法との整合性。
- ・どの範囲まで徴収するのか。
- ・個別の駐車スペースは確保されるのか。

〔2〕 7番 小野議員

1、平成17年度施政方針について

- ・独自の戦略を描き、自立的・創造的なまちづくりに向けた「高い経営

能力」を問う。

- ・生涯福祉の充実としての（仮称）総合福祉会館早期建設に向けての「鋭意努力」を問う。
- ・「地域住宅政策交付金制度」の創設と「地域住宅等整備計画」の策定及び「斑鳩町住宅ストック総合活用計画」等の見直しを問う。
- ・駅周辺道路等道路・交通体系の整備促進を問う。
- ・自然環境を保全し、環境への負荷の少ない環境共生型の「まちづくり」を問う。
- ・単独町制での安定した住民サービスを継続していくための「行政経営型システム」を問う。

2、平成16年度定期監査結果報告書について

- ・「報告に添える意見」としての町内産業の支援について、その認識と対応を問う。

3、懲戒免職と町職員の不祥事事件について

- ・斑鳩町における過去の懲戒免職事例を問う。
- ・今年1月、職員の銃刀法違反（所持）についての経緯を問う。

〔3〕9番 浦野議員

1、30人以下学級の早期実現を目指しているかを問う。

- ・刹那的な事件が頻発している昨今、また、これだけ情報が氾濫している社会にあって、青少年は冷静に事態を分析する姿勢を身に付けていないことには、感情に振り回され、真実が見えなくなってしまう本当に危険な環境である。こんな中、理論的に物事を見つめる教育を真に追求しているのかを問う。

2、予算策定の努力度について問う。

- ・地方分権一括法が施行され、また、合併協議会離脱・単独行政選択が確実になった今、町財政基盤の確立・健全財政運営がいよいよ問われるが、その努力は今年度の予算策定からされているのかを問う。

3、地域の振興に地域ブランドを創ればどうか。

- ・地産地消も大事であるが、地域の振興にはやはり地域ブランドが効果的である。地名が売れ、商品が売れ、そして観光客が増加すればこの

町は活気づくと信じるが。

〔4〕 1番 嶋田議員

1、ボランティア活動

- ・斑鳩町内のボランティア活動の現状について。
- ・ボランティアと行政のかかわりについて。

2、防犯について

- ・防犯体制の充実についての町の見解について。

3、学力低下について

- ・学力低下が問題視されているが、その事についての町の見解について。

4、児童・生徒の安全について

- ・校内・校外での児童・生徒の安全についての町の見解について。

〔5〕 3番 飯高議員

1、発達障害に対する支援体制の整備について

- ・現在における発達障害への支援体制について。
- ・今後の支援体制の整備について。

2、学校安全対策について

- ・スクール・ガード（学校安全警備員）の配置について。
- ・不審者侵入後の対処法について。

3、災害備蓄品の現状と住民への周知について

- ・災害備蓄品の保管場所について。
- ・災害備蓄品の種類と数量等について。
- ・災害備蓄品の周知について。

〔6〕 12番 木田議員

1、町営住宅入居資格

- ・入居資格減失者の対応について正確に処理されているのか。監査の過程で判明した資格減失者のその後について問う。

2、公共下水道の整備

- ・17年度予算の中で浄化槽雨水貯留施設転用に対する支援について。
- 50ヶ所の予定は少ないのではないのか。予定されている供戸数は

どの位とされているのか。

3、長期的・広域的なごみ処理対策

- ・最終処分場の維持管理に、17年度予算では26,751千円が計上されているが、内容について問う。

4、社会参加の促進支援

- ・ふれあい交流センターいきいきの里の運営の中で多世代交流の拠点としての充実として、料金改定及び大広間の増築の実施により利用者の増加がはかれるのか。17年度を見なければわからないが、25,000千円を投入して利用者の増加となるのか。費用対効果について問う。

5、三井の岡の原で建設中のレストランの経過について

- ・長期間放置されてきた経過と地元自治会の対応について。地元と業者が協力しなければ発展がないと思われるが、その後の出店についてはスムーズに進んでいるのか。

〔7〕13番 木澤議員

1、次世代育成支援行動計画について

- ・行動計画や町が行っている子育て施策の周知体制について。
- ・奈良県下でも47市町村のうち41番目1.18という合計特殊出生率の低さについて。
- ・次世代という視点を幅広く計画に盛り込むことについて。
- ・今後、町全体で行動計画を実施していくために町としてどのようなことが必要だと考えるか。

2、環境影響評価法について

- ・環境影響評価の必要性をどのように認識しているか。
- ・斑鳩町での取り組みについてどのように考えているか。
- ・現在、斑鳩町で行われている事業で対象になっているものについての評価はどうなっているか。

〔8〕11番 三木議員

1、斑鳩町の福祉施策について

- ・「障害者自立支援法」について！

- ・厚生年金「奈良いかるが荘」について！

2、斑鳩町の観光施策について

- ・観光客の集客について！
- ・法隆寺・修学旅行以外の対策は！
- ・国内・海外のPRを考えているか！
- ・町営駐車場・観光バス運転手控室について！
- ・南大門東側跡地の整備について！
- ・街並保存地区について！
- ・法隆寺駅舎・観光案内所の利用について！

3、下水道供用開始について

- ・供用開始の全戸数は！
また、平成17年度中に何戸申請予定か！
- ・全戸利用はどうか！
- ・第2回目の供用開始は！
- ・奈良県下、下水道の利用率は！
- ・浄化槽再利用について！

4、新年度をむかえ新生斑鳩町の動向は！

[9] 8番 坂口議員

1、学校の安全管理について

- ・寝屋川市の教職員殺傷事件について。
- ・奈良市の女兒誘拐殺人事件について。

[10] 4番 西谷議員

1、財政健全化に向けた施策について

斑鳩町単独での行政運営を選択した町長の財政健全化に向けた17年度の具体的な施策を問う。

- ・特別職の給料減額について。
- ・管理職手当の減額について。
- ・事業・行事・施策の見直しについて。

2、ごみ行政について

ごみ減量化に向けた町の具体的な施策と取り組みについて問う。

- ・町指定のビニールごみ袋の作成について。
- ・資源ごみ回収について。

3、JR法隆寺駅舎の橋上化事業について

- ・橋上駅舎に伴う事業費と費用負担割合について。
- ・設計業者の選定方法について。
- ・駅舎のデザインについて、斑鳩らしさに配慮した箇所はあるのか。

[11] 2番 松田議員

1、単独町政を継続し、行財政改革を進めようとする平成17年度予算について問う。

- ・平成17年度予算案は単独町制存続の決意と将来の方向性を示す第1歩を踏み出すにふさわしい内容として編成できたと考えるか。
- ・平成17年度の予算は3つの基本方針のもと、重点的・効率的に配分し編成したというが、具体的にどこを、どのように見直したのか。
- ・歳出削減を図るという立場から人件費等の抑制措置を行うなど、自らが率先し内部努力を行っていく、と述べているが、これは引き続き町政執行への意欲を示したものと理解してよいか。
- ・17年度予算の歳出削減にかかわる人件費の抑制並びに財政健全化策の具体的課題と視点について、若干の私見を述べ見解を問う。

2、総合福祉会館の建設計画と有料老人ホーム「いかるが荘」の閉館について斑鳩町の対応方針を問う。

- ・総合福祉会館の建設計画構想に伴う用地取得の希望面積及び建物の敷地面積はどの程度と考えられているのか。
- ・総合福祉会館の建設予定地の確保見通しはついているのか。
- ・厚生年金奈良「いかるが荘」の閉館後の跡地を利用することは考えられないか。
- ・総合福祉会館の建設用地について、新しい土地を取得するのと「いかるが荘」跡地を利用した場合の費用対効果についてどのように考えるか。
- ・「いかるが荘」閉館後の跡地利用について、どうあるべきだと考えるか。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（浅井正八君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達していますので、会議は成立いたします。

なお、森河議員は午前中、中川議員は1日欠席の連絡を受けております。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、14番、里川議員の一般質問をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、各種協議会、委員会等のあり方についてを挙げさせていただいております。この問題につきましては、これまで何度も私自身取り上げてきました経過がございますが、今後の行政のあり方の中で非常に重要なことと考え、今回も質問をさせていただきます。

これまで、男女の比率、年代層、そしてまた形式的に流れないような会議の持ち方、こういったことを色々申し上げてきた経過がございますが、これまで関心のあるものにつきましては、極力傍聴などさせていただいてまいりました。けれども、この間、傍聴に行かせていただいた中では、1時間や1時間半ぐらいでこういった委員会などが終わり、そしてまた、時間ではないとは私も思っておりますけれども、その委員会の中でも、専門家の方なんかからは一定の意見はあるものの、ほとんど何もおっしゃらない委員さんというのも結構見受けられます。内容や運営方法に不十分さを感じているのですが、各種委員会について、これまでどのように考えどのように評価をしてこられたのか。私自身もこれまで何度も申し上げてきてますので、理事者におかれては注意をしながらしていただいているものと思いつつも、この間そういうふうに私自身見させていただいてまいりましたが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今までのそういった協議会や委員会では、会議の時間が短かったり、またその会議の中でいわゆる意見の言われない委員さんもおられるというようなことございますが、これまで委員の選出につきましては、平成12年度において行

いました附属機関の委員選出基準の見直し以降、高度な専門知識を有する学識経験者や女性委員の積極的な登用、各関係機関・団体等からの登用、または一般公募による委員の登用など、より幅の広い委員の選出に努めてきたところでございます。

今後も、年齢、性別、選出範囲の偏りなどの解消を図り、会議における事前の資料・情報提供など、委員の活発な議論が実現出来る環境づくりに努め、それぞれ設置目的に沿ったより効果的な協議会、審議会の運営を目指してまいりたいと、そういったことで考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長のご答弁の中にありました、事前に資料提供などもさせていただきということもおっしゃっていただきましたが、私はこういった委員会、協議会というものの中で非常に重要なのは、委員の皆さん方から役場の職員さんたちが思いも及ばない、こういった部分をご発言いただいたり、そしてまた色々なことが日々起こっているわけです。そういったことをリアルタイムで、発生している課題についてご意見がいただける、こういったことが出来るような選考が必要ではないか。こういったのはなんですけれども、委員報酬結構払わせていただいていると思うんです。そしたら、もっと比較的、通常8,100円ですかね、委員報酬払わせていただいています。委員会がやっぱり充実するように持っていくべきだというふうに考えます。

そして、今おっしゃられたように、事前に熟読をしていただけるぐらいの日数を見て委員会の前に資料を配布する。そして、委員会当日には、委員の皆さんにどういうことをしていただきたいのか、どういう協議をするのかということもお知らせをして、委員会では委員皆さんにご発言をしていただける、またしていただくように心がけるというような運営が必要だというふうに私は思っております。

これからの時代、財政も厳しいということであれば、予算を使えば、それに見合うだけの行政効果が見込まれるということが非常に重要なことであるというふうに考えます。対費用効果を考えて実効性のあるものにしていただけるようお願いをしたいと思っておりますけれども、それらについて、今、申し上げたことについて、委員会、協議会など各課にわたっておりますので、それを統括する意味で、部長の方からそういった趣旨を徹底していただけるのかどうかということ、ご確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま議員の方からおっしゃっていただいた、そういった

ことは我々としても同感でございます、そういったことについて、十分に庁全体に行き渡るようにということで、例えば部長会でそういった内容について、今後の方向性について申し上げていくとかいうような形でそれぞれそういった認識を持つことが大事でございますので、そのように対応してまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、くれぐれも今後実効性のある委員会、協議会等の運営をしていただけてますようお願いをさせていただきます、次の質問に移らせていただきます。

2番目に挙げさせていただきましたのは、現在、策定中の障害者福祉計画についてということですが。

私は、以前、この計画が障害者基本法の中で、市町村の策定が努力義務となっている時から、障害者基本法にあった障害者の日に合わせまして、平成8年12月議会、平成9年の12月議会に策定を求めた経過があり、やっと当時県下市町村ではまだ余り取り組めていなかったものをつくっていただいた経過がございます。その時、計画策定委員としても参加をさせていただき、私の持っている障害者の方々の様々な問題点を提起し、目標値の設定がないという、このことが残念であるということを経済に申し上げ、策定をされましたが、その後の障害者を取り巻く制度などの流れが大きく変わり、計画の見直しが必要であることもこの間ずっと私も言い続けてまいりましたが、やっと障害者基本法の改正により見直しを迫られ、今回見直しの実施に踏み切られたところでございます。

これまでの3回の委員会にはすべて傍聴に行かせていただいておりますが、最終的に整理をされる段階に来ていると思いますので、率直にこの計画の見直しの問題点として感じていることを述べさせていただき、理事者の考え方を確認させていただきたいと考えています。

まず、1点目に、自立支援のための基本的な施策体系とコンセプトについてということとを挙げさせていただきました。

このことにつきましては、一応私はこの委員会専門家の方も入れてくださいと申し上げてきた経過もあるんですが、一定中和福祉事務所の方であったり郡山保健所の方であったり、一定ご意見出していただいていると思います。でも、それらの方々は、一応の意見は出していただくものの、その方たちが余り取り扱わない事例という部分について

は、やはりご発言の方は余りなかったと思うんですね。それを、すべて傍聴している中で私自身は、この自立支援に関しましては、非常に弱い、余り意見が出ない、こういうふうに感じましたので、今回特にこの自立支援を取り上げさせていただいたということをまず初めに申し上げたいというふうに思います。

自立支援というのは、障害があるとかないとか関係なく、私たちが生きていく上でとても重要なことだと思います。自分のことは自分です。また、私たち子育てをする時でも、最終目標となるのは、自立をさせるということです。とりわけ人より不便なところをお持ちの方にとっては、少しでも自分で出来ることがあれば自分でしたいんです。充実感、満足感があります。これは特に大きな柱となり、また力の必要な問題であると認識しています。

この自立支援には、色々な状態の障害者の皆さん、また色々に応じていかなければならないというふうに考えておりますが、この計画のコンセプトでは、事故などにより中途障害者となられた方の視点が余りにも弱いのが非常に気になりました。障害者の皆さんの状況に合わせて網羅していく、色々な施策を展開をしていく、これはとても難しいことですが、本当の自立をしようとしている人たちを助ける視点が弱いということは、私は行政として問題ではないかなというふうに考えてるんですが、この辺についてはどのようにお考えいただいているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 途中において障害を持たれるような状況になったということについての考え方でございますけれども、先ほど委員も言われてますように、斑鳩町の障害者計画を策定する段階におきましても、質問者からも意見があったようにも聞いております、その考え方につきまして。そして、その当時、策定をさせていただく時にも、考え方といたしまして、途中で障害になられた方であろうと生まれつきの障害をお持ちの方であろうと、それを行政として区別しての考え方ではないということで、町の障害者の方に対する取り組みの考え方等はお示しもさせていただいております。我々といたしましても、今回見直しをする段階におきましても、この考え方につきましては変わらないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長、ご答弁いただきましたが、区別する必要はもちろんございません。でも、その方、その方の障害を負った状況によって対応の仕方は違う

んだということのご認識は持っていただきたいと思います。最初から障害をお持ちの方、そしてまた病気から障害に移っていくという方、ある日突然事故によって障害になった方、こういった方々と、それとその方を取り巻く家族、介護者の状況、心理的状況、こういったものは違うんですよね、色々あるんです、そのケース、ケースでね。こういったことにも配慮をした上での計画となるようにということを私は申し上げているわけなんです。何も、どれやから重い、どれやから軽いとか、そういうことは一切言っておりません。その状況、状況に合わせてすべてを網羅した感覚ですね、考え方、こういったものをきちっと持ち合わせていただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思っております。そのことに関しまして、自立支援ということに関しましてその後ずっと続いて質問の項目を私は挙げさせていただいておりますので、続けていきたいと思っております。

2つ目に、情報提供についてということで挙げさせていただいております。

この情報提供については、非常に私は重要な問題であるというふうに考えております。町長の施政方針にも、電子自治体を目指す斑鳩町ということをおっしゃられておりましたし、色々な行政サービスをパソコンの中で提供する、また申請とか、そういったものも今後やっていけるようにしたいんやというようなお考えをお持ちだというふうにも思いますが、このパソコンによる情報提供、これは障害者の方にとっては非常に重要だというふうに私は思っているんです。非常に外出しにくい方、重度の方ですね、こういった方、また重度の介護をされている方、なかなか目が離せない、介護をしている方ですらなかなか外出がままならない、こういった状況がある中で、このパソコンでの情報、非常に有効なものではないかなと私は感じているんです。

そんな中で、平成16年度より、これまで行ってきました障害者社会参加総合推進事業と、自立支援等推進事業、これを足して、統合してメニュー化された県が行う事業、出てきてるわけなんですよね。これは、市町村も行う事業、県が行う事業というふうには分けられてます。ただし、このIT総合推進事業については、そのメニューの中の一つなんですけどね、このIT推進事業というのは、県がやる事業というふうにはなってるんです。

そして、私、この間に担当の方とも相談をさせていただきまして色々調べたんですが、県の方は新しい制度の確立はまだされてないようなんです。ところが、新しい制度の確立はされてないものの、旧の制度の中では、障害者情報バリアフリー化支援事業という

ことで、パソコンや、またソフト、こういったものの購入に一部助成をするという制度を県は持っていると思うんですね。けれども、今回の斑鳩町の障害者福祉計画へと見直しをされようとしているこの計画の中では、こういう部分の表現というのがなされていないんですね。そこが非常に私は残念でならないんですけれども、これにつきましてはどうにお考えになっておられますでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、おっしゃっていただいておりますように、障害者とかその家族にとりましては、各種サービスとか制度等知ることが支援や社会参加の前提となりますことから、情報提供というのは重要であると、このように考えております。現在も、障害に応じた情報手段の確保として、手話通訳や声の広報、図書館での点字図書の蔵書などの設備を行っているところでございます。

また、障害者の情報収集の手段といたしまして、質問者も言われてますように、ITの活用というのもございます。そういうことから、町といたしましても、外出の困難な障害者にとって、ITの活用をして情報収集というのは重要であると、このように考えております。

これに関連しましたサービスといたしまして、先ほど質問者も言われますように、県の方で、障害者バリアフリー化支援事業というのを取り組むということになっております。これは、ソフトの関係とか、本体ではなく、本体にかかわってのその周辺の機器の購入に際しての費用の一部を助成するということになっている制度でございます。

しかし、町の方でも、日常生活用具の給付品目で、1～2級の重度の上肢機能障害者の方に対しまして、パーソナルコンピュータの給付というのも行っております。これは、町の方では、本体の分の助成制度ということで、これは重度身体障害者日常用具の給付策定実施要綱の中で、町の方でもしていくということで取り組んでいる事業でございませう。

こういうことから、この計画におきましても、各種の手当とか年金制度、助成制度、サービス利用のために、広報等関係機関の窓口での情報提供の充実に努めるということの旨を盛り込んでいるところでございまして、この制度の情報提供というのは図っていくということに取り組むように考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） そういうふうにお考えであるのならば、計画の中でもそう

いったことが酌み取れる、読んでわかるような表現、こういったものが必要ではないかなというふうには感じているところです。

それと、さらに、県の方の事業で見させていただきましたら、パソコンボランティア養成派遣事業というのを県の方もされているように書いてあるんですね。これらも、斑鳩町の方でも、ITの講習会などもされてきた経過もございますし、極力、新たにパソコンをさわるという方についてなかなか出ていけないという方もいらっしゃると思います。講習を受けたくても受けれないというような条件の方もいらっしゃるのではないかなというふうに思うんですが、そういった時にボランティアで、お教えしましょうかというようなことで、そういった在宅でなかなか外出出来ない人たちに利用をしていただけるような派遣事業、こういったものにも、県がやるのか町がやるのか、出所は色々あると思うんですが、町としてもそういった意識をきちっと持って県へも要望をしていくということは非常に重要だと思いますので、今後その視点も忘れずお持ちをいただいておりますというふうにお願いをさせていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、就労について書かせていただいております。

この就労につきましても、私もとても思いが強い問題なんですけれども、私の家族の中にも中途障害者で完全に車椅子で自立生活をしているという者がおります。この策定委員会には、正直そういう方が委員さんとしてはおられなかったということで、この就労について十分な意見が出ていなかったということがちょっと残念だなと思いつつながら、新しい計画色々出てきておりますけれども、私、旧の計画をもう一度読み直しをさせていただいたわけなんです。そうしましたら、旧の計画、もちろん私も参画させていただきましたけれども、旧は斑鳩町障害者計画なんです。

この旧の計画の中には、この就労に関しまして、就労を支援するというところで、6ページにわたって記載がございます。この6ページの記載の中でも、特に私旧の障害者計画の中で、中途障害者の感覚というんですか、そういったものが生きている、さらに生きているというふうに感じたのが、旧では、施策の方向ということで、職場定着指導の推進というのが入っているんですね。「就職障害者については、その事業所を訪れ、適正な雇用管理を行ってもらうための啓発を行います。障害者が就業した時、激励訪問し、福祉の向上を図ります」という、この文言が実際計画にあるけれども行われたか行われてないかは別としましても、私はこの考え方が計画の中にあるということについて

は、非常に評価をしてきたわけなんです。

ところが、今回の新しい障害者福祉計画、見直しをされた福祉計画の方では、こういう観点が抜けてしまってます。雇用関係についても3ページ、前の計画では6ページあったものが3ページしかないんですよ。私は、非常に重要な視点、これがこういうふうに後退をしてしまっている状況というのは、非常に懸念をしているところなんです。就労願望が強い、そしてまた就労能力の高い方、まさしく一人でも生活が出来るというレベルの方の就労支援については、本当に意識がないなあと、弱いなあとというふうを感じるわけなんです。

色んなサービス、色んな状況に合わせて当然やっていくというのはもちろんのことなんですけれども、この職場定着指導の推進というのは、障害者の皆さんにとって勤めた後の不安の一番、この問題なんです。いつ首切られるかわからない。今は健常者の方でも厳しい状況ですので、私よくお聞きするのは、いつ首切られるかわからへんて、その言葉、これは本当に色んな方がおっしゃっておられます。障害を持っているということで心配だ。ほかの方が首切られるたびに、自分はいつなんだろう、心配している。そういう不安を抱えながらも、不自由なところをお持ちになりながらも頑張っておられる。そのことは、非常に高いレベルでの自立をしようとしている方というのは、ほかの障害者の皆さんの励みにもなるんです。そうされていることを見て、後から障害になられた方はその方にまた相談するわけ。その方の経験を聞くわけ。そして、またその目標としていかれるわけなんです。まさしくこの今回の見直しの計画の中にあるピアカウンセリング、障害者同士でのピアカウンセリング、こういったものを実践されているんですよ。そして、本当に情報交換をしながら、そしてまた先へ進んでる方を目標にしながら頑張ってはるんですよ。

こういった、完全とはいかないまでも、そういった完全に近い形で自立をして仕事をされている方のフォローをすることというのは、行政に与える影響というのはものすごい大きいと違うのかな。長い目で見ましても、非常に行政にプラスになるのではないかなというふうに私は考えているんです。財政が厳しい中、高齢化が進む中、国保財政が厳しい。こんな中で、他の人より不便なところを持ちながらも頑張っただけということ行政は見落としたりあかんと私は思っているんですよ。ですから、そんな環境づくり、こういったところにもきちんと位置づけを持っていただきたいということ私強く姿勢として求めておきたいというふうに思うんですが、これにつきましてはど

うでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、旧の、旧といいますか、今現在の障害者計画に見直しをかけてまして、その案のところ、そういう取り組みの考え方等について不足しているのではないかとのご指摘をいただいております。しかし、今、見直しをしておりますところにつきましても、質問者には傍聴もお越しをいただいておりますので、案につきましてもお持ちをいただいていると思っておりますけれども、その案の中で、第6節として、一人ひとりが輝くまちを目指してということで、就労支援、社会参加ということで、67ページから72ページにわたってのそういうことで町の取り組み等の考え方等を提起をさせていただいたところがございます。その点も、今持っております障害者計画との考え方とで割と少ないのではないかとのご指摘でありますけれども、我々といたしましては、そういうところで取り組み等を考えさせていただいて提示もさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

ただ、今、申されてますように、就労支援につきましては、確かに障害者が仕事についてその能力を発揮することによりまして、社会の一員として社会活動に参加し、そこに生きがいを見出すことは、障害者にとりましても社会にとりましても大変有意義であるというように、質問者も指摘をされているように、そのように考えております。

就労支援、職業訓練障害者につきましては、県の計画として事業を実施をしているところがございます。町といたしましては、それぞれの適性と能力に応じた機会を確保すると共に、その安定が図られるよう、奈良県をはじめとする関係機関との連携を図りながら援助をしていく必要があると考えております。また、障害者の就業と職業的自立を促進するためには、その能力を十分に発揮出来る職業リハビリテーションを推進することも重要であると、このように考えております。

現在、就労支援につきましては各種援助を実施する機関といたしましては、ハローワークとか奈良障害者職業センターということでございます。障害者の方が仕事につくための相談・指導、就労に向けた職業訓練や技能習得のための職場適応訓練、公共職業訓練、実際の雇用に結び付ける障害者施行就業等の職業支援を行っているところでございます。

また、これらの職業支援により就労されました障害者の支援といたしまして、事業主に対して、障害者の方を受け入れるための助言とか作業設備、準備の改善等の相談等を

行いますほかに、職場定着のための相談とか、雇用及び適職に関する情報の提供など、障害者が就労された後も、障害者の方や企業に対する支援を行いながら職場定着への取り組みがなされているというように思っております。

また、現行の障害者計画におきましては、先ほども申し上げましたように、質問者も言われてますように、職場定着指導の推進ということを明記をしておりますけれども、これは見直し中の障害者福祉計画におきまして、就労支援に関して、障害者の職業能力の開発ということで、今、見直しをかけております案のところでは70ページのところに該当をするわけでございますけれども、職業紹介機関、障害者職業訓練センター等との連携を図り、就職に向けたサービスの提供を推進するというような形で、前回の職場定着指導の推進を含んだものというようにしてございまして、職場定着の理念についても加味をしているというように考えております。

また、途中での障害者になられた方につきまして、残存能力を発揮して、また新たな可能性を見つけながら社会参加を果たされ自立する中で、就労が単なる収入を得る手段としてではなくて、生涯にわたる人生の質の向上を目指す重要なものであると認識もいたしております。

こういうことから、県の計画との整合性も図りながら、今後も関係機関との連携の強化に努めまして、就労と自立に向けた支援に努めてまいりたいというように考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長の答弁では、職場定着についての理念はここに含まれているんだということをおっしゃられました。私もこれ読ませていただきましたけれども、その理念含まれてるとおっしゃいますけど、こんなん読んでたら、そんなん一個も感じません、はっきり言いまして。就労までなんです。就労するところまでが書かれているんですよ。その後のことは何もふれられてません。読んでも、その後のことを考えてはんかどうかなんていうのは全く見えない、ということは再度申し上げておきたいというふうに思います。そういう思いがあるのなら、あるなりの書き方があると思いますが、それは見えてこない。はっきり言って見えませんということを申し上げます。

今、答弁にありましたように、雇用促進に関しまして非常に重要なのは、割と中途障害者の方達がお世話になるのが田原本のリハビリセンターなんです。このリハセンではものすごく色々な相談乗っていただきます。

今、部長からも出てました就労につきましては、やっぱりハローワークなんですよね。ハローワークを通じて障害者の職業訓練所なども行かなければならないんです、障害者の方達はね。そして、訓練所へ行くのもハローワークを通しますし、そうやって訓練所へ行った方が就職する時、仕事につくときもやっぱりハローワークを通さんとあかんのですわ。その時に、ハローワークで私は、色々ハローワーク私も何度も行ってますが、その時に感じたんですが、実はこの障害者の方の就労支援に大きくかかわっていただいているのが、意外にも社会保険労務士の先生なんですよ。担当の方にはぜひそれ知っていただきたいと思うんですよね。社会保険労務士の先生は、年金の相談も受けはるんですよね。年金の相談を受けると共に、その方がどう自立していけるかという相談にも乗ってあげてはりますし、ハローワークへ行きましたら、社会保険労務士の先生、結構色々な方来られています。実際、色々な郡山のハローワークに来られる社会保険労務士の先生、色々な住所地の方いらっしゃるわけなんですけど、斑鳩町の中にも社会保険労務士の先生もいらっしゃいますし、また障害者の無年金の問題などのエキスパートの先生もいらっしゃいますし、色々そういった、多分ハローワークなんかでそういうふうにお世話になっていることなども、役場の職員さんはわからないところで、そういうふう社会保険労務士の先生が力を貸していただいているということ、行われているんですよね。ですから、そういった認識もきちっと持っていただきまして、今後こういった問題の時には、そういった方のご意見も聞けるように、そういった方も非常に力を尽くしていただいているんだという認識を担当の方もぜひ持っていただきたいというふうに思います。

この就労につきましては、本当に残された能力を生かすことがその方の、もちろん部長もおっしゃられたように、収入を得るだけではありません。生きがいとなっていきます。人間は生きがいがあるのかないのかということ、精神面でも大きく違いが出てきます。やっぱり精神面が充実しているのかどうか、その方が本当に前を向いて生きていけるのかどうか、このことが大切です。特に中途障害者の方、突然障害者になった場合、その重みというのは相当なものです。それを乗り越えて、絶望から乗り越えて前を向いて行っていただくということ、そこまではもちろん色々あると思いますけれども、その後もその方がその状態が続けれるように、本人も努力をしていただきたいし、行政としてもそれが続いていくことを願うという、その気持ちがとても重要だということをお知らせしておきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次は、軽度発達障害・LD・ADHDなどについてということで書かせていただいております。

これを書かせていただきましたのは、私、今回は自立支援に重点を置いてこの質問をさせていただいているということを何度も言うておりますのでご理解いただいていると思いますけれども、この自立支援の中で、私は今後最も重点的に取り組んでいかなければならない問題、課題というのは、とりわけ発達支援ではないのかなというふうな観点を持っております。重度の方に重点が置かれて、色んな計画の中でサービスの制度、施策の展開というのはやられてます。それはそれですごく当然であるし、もっともなことなんです。けれども、それプラス、長い目見て、軽度の障害であったり、まだ入り口のところ辺でどっち向いていくのかなという、わからないケースというのも非常にたくさんあるんです。そういう時に、早期発見、早期対応で予防が可能な場合とか、その人に合った対応をすることで、本人のやる気、本人が持っている能力を引き出す、こういったことが可能であったり、そういうことによって家族が明るくなったり、また重度になるのを食い止める、こういったことが出来る場合もあったり、私は行政にとってプラスになることというのが、この発達支援に取り組むことによってたくさんあるというふうに考えておりますし、また成長する過程で、この発達を支援することによって、本当に誰もが生き生きと生きがいを持って生活していける、その可能性の追求、このことについては、やっぱり発達支援、力を入れることが一番重要ではないかなというふうに考えております。

これまで、私自身も、軽度発達障害であるとかLDであるとか、ここに書かせていただいたことでは質問もさせてきていただいた経過もございますけれども、今回つくられてます障害者福祉計画の中でも、この問題については重要であるというふうに考えておりますけれども、教育委員会の方のお考え、お聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） LD・ADHD、あるいは高機能自閉障害と、こういった障害について色々取り沙汰されています。

現在の学校の状況でございますが、今、障害児学級として指定されている種別の中には、こういったものは含まれておりません。しかし、事実それらしき子どもたちも多く就学している状況はございます。そうしたことについては、それぞれ学校でその子の対応に当たっているところでございます。

また、そうした状況を早く見つけるというのが一番いいわけですが、情緒障害的な行動をとる子ども、あるいはある教科についてなかなか理解出来ないというような状況がございますので、判断をするのが非常に難しいわけですが、そうしたことについては十分、保護者、また担任の先生、あるいは学校関係者すべて寄って、そうした、その子に対してどう対応するのかということも判断しながら、協議しながら適切に対応しているところでございます。また、幼稚園におきましてもそういう子どもがおりますので、そうした者について、必要な者については、やはり人的な支援をしながらその子の指導に当たっていきいたいというふうなことを考えております。今も申し上げましたように、やはり子育てについては、そうした今の社会情勢を踏まえながら、学校、幼稚園とも適切に対応をしていきいたいというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） この障害者福祉計画、今回見直しをされました障害者福祉計画の中で、こういった観点をきちっと持つと。さらには、この新しい見直しの計画の中で、地域ケア会議、今後運営していくんだということも考え方が示されておりますけれども、この地域ケア会議などでも、教育委員会にもぜひ入っていただいて、現場の担当をされているような先生であるとか、そういった方々にも極力参加をしていただきまして、色々な情報を交換しながら色々みんなで考えていくというような、地域をケアしていく地域ケア会議になってほしいなというふうには思っているところなんですけれども、地域ケア会議に参画する問題については、教育委員会の方はどうのお考えなんですか。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 既に今の子育て支援に関します会議にも参加させていただきまして、色々教育委員会としての意見を申し上げながら、それぞれの事例検討をしているところでございます。

今、お尋ねの地域ケア会議につきましても、当然就学している子どもたち、あるいはこれから就学する子どもたちの対応もあるわけでございますので、教育委員会としても参画していきいたいというふうに思っています。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ぜひお願いをしておきたいと思います。

それでは、続きまして次の乳幼児健診・療育教育についてなんですが、今まで申し上

げたように、発達支援が重要であるという観点から、私これまでもこの乳幼児健診につきまして、3歳7カ月ぐらいで斑鳩町3歳児健診やっているんですが、この健診では受診率も低いし、1歳半から間があき過ぎるという指摘をしてきましたけれども、3歳児健診とここへ書きながらそういう状況になっていることについて、まだちょっと懸念を感じているところなんです。一応受診率を上げるという目標設定もされているようなんですけども、受診率が下がるのは、どうしても3歳になりましたら、保育所や幼稚園やと行かれる方がふえますので、集団健診を受ける子どもさんが多くなり、集団健診を受けたらどうしても町がやる健診に来ていただけないというようなこともあることから、私は以前より早く3歳児健診をやってほしい。去年視察で行かせていただきまして、療育教室力入れてはるところは3年1カ月で健診をやられておりましたけれども、前々から私これは言ってきたんですが、そして集団健診、3歳1カ月やったら比較的まだ入園してない状況にある方も多いと思います、3年保育でもね。それをやっぱり努力をしてやっていただいて、そして集団健診をやった後、また各種機関と保健センターの連携ということも考えていくべきではないかなということを考えるわけなんです。それを今度、療育の教育が必要だということであればそこへつなげていくということ、発達支援の中ではこれも重要なことではないかというふうに思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者も言われてますように、3歳児健診と申しますのは、法的には満3歳を超えて満4歳に達しない幼児が対象ということになっております。町といたしましては、県からのそういう健診事業というのは、移譲もされた際に、3歳6カ月以降4歳未満の幼児を対象とする方向性も示されたことによりまして、町としてはこういう対応をさせていただいているところでございます。

3歳1カ月でやってはどうかというご指摘でもございますけれども、今現在3歳6カ月で実施をさせていただいておりますのと、3歳1カ月といいますと5カ月ほどの差があるんですけれども、その中で、この時期の子どもたちの5カ月というのは、ものすごく成長が、著しい成長が見られる時期ではないかなと、このようにも思っております。そういうことから、3歳1カ月で実施をするのと3歳6カ月で実施するのとでは、その子どもの障害等の関係等で見極めることの正確性というんですか、そういうところが出てくるのではないかなというようにも考えております。そういう形の考え方の中で、3

歳6カ月ということでさせていただいているところでもございます。

3歳6カ月を過ぎますと、ほとんどの幼児が検査方法、検診を実施しております検査方法の理解が可能になると言われております。この検査方法というのは、ランドルト管という検査方法なんですけれども、そういうことで、眼科的異常のほかにも、検査方法の理解度を通して精神発達などの遅れを検査することも出来ると考えているところがございます。このような発達の障害について、概ね判別出来る時期として、医師の意見を聞く中で、現行の3歳6月というのが適切と考えまして実施もさせていただいているところでございます。

このような健診におきまして、観察が必要と認めた子どもに対しましては、町の方で臨時に雇用させていただいております臨床心理士によりましての個別相談も受けていただきまして、それによりまして子どもの特性などを把握して、母親の子どもに対しまして理解を深めていただくようにしているところでもございます。さらに、必要に応じましては、奈良中央こども家庭相談センターとか療育教室などもご紹介を申し上げまして、そういう場所での訓練等に参加もしていただくようにもしているところでもございます。

また、療育教室におきましては、月に1回保健センターの保健師が出向きまして、子どもたちの発達状況の観察を行うほかにも、保護者などの相談に応じる中で、心理相談への継続的な受診を勧めるとかをしていただきまして、育児不安を少しでも解消するように努めているところでもございます。今後も、療育教室をはじめといたしまして、関係機関との連携というのも密にいたしまして、発達の経過観察の必要のある子どもたちとその保護者の方々への支援に努めていきたい、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） この問題については、もう少し私も意見持っておりますので、また別の機会に追及をしたいというふうに思います。

それでは、次の6番目、各種制度の周知方法について。

これにつきましては、国、県、町が行う各種制度と共に、民間などが色々障害者の方々に軽減をするというような制度があるわけなんですよね。特に携帯電話4社の50%割引、こういったものなんかは、本当に動けない方にとっては大変いいサービスなんですよね。こういったサービス、NHKの受信料の軽減であったり、NTT、郵便局、こういったものの減額措置、色んな制度があると思うんです。最近ではETCの搭載をする補助金ですね、こういったものも出てきてますけれども、こういうものを積極的に、

計画をつくられた時にも、こういうものがあるんだと、広く知っていただくんだという意気込みを持ってやっていっていただきたいし、さらに広めていっていただきたい。利用をして少しでも社会参加が実現出来るようにしていただきたいということを、この項はお願いでとどめておきます。

そして、その次の7番目なのですが、この計画策定後の周知・啓発について。

ここに書かせていただいているとおりになんです。全町民・関係機関というふれ込みがあるんですけども、まずはやっぱり役場の職員さんですね、職員さんが、自分のまわがつくった計画、こういった計画をきちっとやっぱり知っていただく、このことが大事だと思います。特にこれからの時代、この問題について、次世代育成支援なんかもそうですけれどもね、これは非常に重要なことだというふうに思いますので、内部で研修をしていただくなり、この計画をやっぱりきちっとそれぞれが一定身につけていただくというようなことが重要であるというふうに考えているんですが、その辺につきまして考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者の方も言われてますように、当然担当のところだけがそういうことで把握をし、住民の方々にご理解をいただくためのそういう周知をやるということでは足りないような状況であろうかと思えます。ここで言われてますように、福祉課、健康推進課、教育委員会がこの障害者福祉計画につきましても作業部会として取り組んではいただいておりますけれども、それ以外の課につきましても、当然窓口に来られた時にそういう話があれば、どのようなことでもそうなんですけれども、当然ある程度のことはご説明出来るような形での取り組みというのは当然必要になってこようかと思えますので、質問者が言われているような状況をつくっていくことは、我々としても、担当の窓口としては当然必要なことであろうと、このように認識をいたしております。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ぜひとも、担当が違うから知らないというようなことではなく、やっぱり認識を深めていただくよう今後努力をしていただきたいということをお願いをさせていただきます。3つ目に書かせていただいております出先機関の駐車料金徴収について、時間が余りありませんので、移らせていただきたいんですが、これは総括質疑で一定聞かせていただいた経過がございます。あと、私、ここには書いておりま

すけれども、ちょっと心配な点についてをお尋ねしたいと思います。

この職員駐車場、今、3,000円お取りになっている駐車場が出来た経緯は知っております。その後、これと同じような形できちっと確保されて同じ3,000円を取るといふことであれば、私たちも理解は出来るわけなんですけれども、各種出先機関の整備状況ですね、職員が駐車をするスペースというのがきちっと確保されるのか。私たちが、本当に色んな行事とか色んな調査で出先機関ははっきり言いまして結構行きますんでね、そんな時に混乱すると。そのことが整備されてたらいいんですけれども、整備されてなかったら私は非常に混乱するなあとというふうに思って心配をしているところなんです。

それと、行政財産、普通財産、こういった時の目的外使用というような項ですね、こういったものにも関連性がある、このことも心配をしていることと、これら色々心配な点があるんです。

それで、出先機関を担当する担当課の方の意見を色々聞かせていただいておりますが、何か今まではっきりしないというようなことがありますので、この際ですので、私、ちょっと気になる、その辺の整理がどうなっているのかということと、それと、もう1つお尋ねしたいのは、ノーマイカーデーございますね。ノーマイカーデーの日には、駐車料金はいただいているものの、車で来るといふことで駐車料金はいただいているものの、その日は電車で来はったら、電車やバスや交通機関使はったら、電車賃使はるわけなんですけれども、職員さんがね、それは、その交通費といふのは一体誰が払っているのかということもあわせてちょっとお尋ねしときたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 出先のご心配いただいておりますけれども、その出先関係でのスペースの確保につきましては、各施設の実態を考慮して決めていく必要がございます。自動車通勤者の便宜を出来るだけ図っていく中で、多少の不自由さも出てくるかも知れません。そういった中で、施設によっては、行事等により駐車出来なくなることもあると思います。そういった中で、やはり職員のそういった状況を十分認識いただいて、そういった中で使っていただくということ考えておるところでございます。

それと、ノーマイカーデーということもございますけれども、そういった行事等がありましたら、その日をノーマイカーデーとして、本人がその日を、職員の環境の意識の

向上を図るための日としてノーマイカーデーを実施していただいても、そういったこともいいかというように考えております。そういったことで、職員が率先して環境問題に取り組むことも重要であろうと考えております。いずれにいたしましても、職員自らが職員として自覚のもとに対応していただきたいというふうに考えておる中で、そういった方法で実施してまいりたいと考えております。

ノーマイカーデーの関係で、その日が最寄りの交通機関を利用されてくる場合につきましては、これにつきましては、職員の協力のもとによりまして、職員が実費でしていただいているのが現状でございます。そういった方向で、先ほど申しました、職員が環境を自らが保全していく、取り組むというような考えの中で協力していただいている状況でございます。

○議長（浅井正八君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、お聞きしたように、職員もそういうふうに協力をしていると、町長の施策に関しまして理解をして協力しているという姿勢であるというふうに思います。こういう問題については、十分内部での協議をきちっとしていただきまして、整理をしていただきまして、各担当が決めるという問題ではないし、一定の町としての方向を出して、十分な調査、内部調整、こういったものをして進めていただきたいということをぜひお願いをしておきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（浅井正八君） 以上で、14番、里川議員の一般質問は終わりました。

続いて、7番、小野議員の一般質問をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従いまして質問していきます。

平成17年度施政方針について、その1として、このような不安の時代だからこそ、人々の日常生活の営みや生き方を大切にして、「住んでよいまち」「訪れてよいまち」「働いてよいまち」の実現こそが、今、私たち自治体の果たすべき最大の使命であると考えます。

そのためにも、かつてないほど厳しい財政環境の中で、独自の戦略を描き、自立的・創造的なまちづくりに向けた高い経営能力を身につけていかなければならないものと考えております、と述べられております。その「高い経営能力」とはどのようなものか、お示してください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 高い経営能力についての施政方針の中での記述の関係でのお尋ねでございます。

厳しい社会経済情勢が続く中、急速な少子高齢化の進展により、我が国の人口は間もなく減少基調に転じるものと見られ、本町におきましては、その傾向が見受けられつつあります。

人口の増加につきましては、世代間の支え合いや経済の成長、都市開発の原動力となり、これまで日本社会の根幹を支えてきてまいりましたが、これらの仕組みが機能しない時代を迎えようとしておるところでございます。

成熟の度合いを深めていきますこれからの社会において、より一層それぞれの地域がその実情に合った政策を描き、地域の活力を引き出すための施策の推進が必要になってくると考えております。

このため、今後の町政を運営していくに当たりまして、時代の要請に的確に応え、迅速に対応することは言うに及ばず、かつてない厳しい財政状況を乗り越え、地域の個性に磨きをかけ、新たな需要を生み出し、地域の活力を引き出すことの出来る経営能力が求められてくるものと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私は、かねてから、斑鳩町は、地域の個性に磨きをかけ、新たな需要を生み出し、地域の活力を引き出すことの出来る経営能力は、残念ながら貧弱で乏しいのではと。また、今ほど高い経営能力を発揮出来る指導者が必要であると感じています。それこそ迅速に、的確に対応されるようお願いをし、次に（仮称）総合福祉会館早期建設に向けての「鋭意努力」をお示してください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） （仮称）総合福祉会館の整備につきましては、建設予定地の地権者の方々にご協力をお願いをしている状況でございます。しかし、詳細につきまして、議員皆様方にご報告をしておらないという状況の中で、大変ご心配をかけているところでございます。本施設の早期建設に向けまして慎重に取り組んでいるところでございます。しかし本年度末までには建設用地の確保に向けて地権者の方々の同意が得られるように現在積極的に全力を挙げて進めているところでございます。この状況の中で、建設予定地の取得につきましてまとめ、担当常任委員会の方にご報告をさせて

いただく中で対応を図ってまいりたい、このように思っているところでございますので、ご理解をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 4年前に、公共施設用地としては大変不適切な、借地による建設計画が頓挫してから、鋭意努力しているが、いま少し時間をいただきとの説明だけです。もう少し発想の転換というか、知恵を絞って取り組んでいただきたい。このことについては、一般質問の最後に先輩議員が通告されておりますので、その議論に期待して次の質問、「地域住宅政策交付金制度」の創設と「地域住宅等整備計画」の策定及び「斑鳩町営住宅ストック総合活用計画」等の見直しとはどういうものかをお示してください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご質問の趣旨は、町営住宅の整備に関しまして、地域住宅交付金制度、それと地域住宅計画、これのかかわり、あるいは現在斑鳩町が持っております斑鳩町営住宅ストック総合活用計画、これとの相違といたしますか、そういう趣旨だと思います。

当町におきましても、当然町営住宅が老朽化しておるわけでもございまして、建て替えが必要なことから、国の補助事業を活用し、これまで整備を進めるために、平成12年度に斑鳩町営住宅ストック総合活用計画を作成しております。この計画では、第1期、2期、3期と3段階での整備計画を立案しております。なお第1期整備事業は、目安北団地として平成15年度に完了しております。第2期整備事業につきましては、平成16年度から、これは計画実施に向け検討してきたところではございますが、今般国の三位一体の改革によりまして、この公営住宅建設事業の補助制度が廃止されることとなり、平成17年度よりは地域住宅交付金制度に移行することとなったところでございます。したがって、残整備につきまして、新制度との整合を図る必要があると考えております。新しい交付金制度につきましては、公営住宅の建設や面的な居住環境整備等、地域における住宅政策を自主性と創意工夫を生かしながら、総合的かつ計画的に推進するための支援制度として創設されるものと伺っております。

地域住宅交付金制度を活用するためには、地域住宅計画の策定が必要とありますが、内容等詳細につきましては、今年6月ごろに国の基本方針が策定される予定と聞いておりまして、今後、国の動向を確認しながら、現行の斑鳩町営住宅ストック総合活用計画との整合性について調査研究を行い、今後の町営住宅整備事業の計画について

再検討をしてみたいと、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 本町の町営住宅建て替え整備が行き詰まっていた中で、平成12年度にとりあえず斑鳩町営住宅ストック総合計画を策定し、3段階での整備計画で第1期整備事業が平成15年度に完了した。そして、第2期整備事業については、平成16年度からその計画実施に向け、計画は出来ておりましたから、計画実施に向け、業界用語として、何もしない検討をしていく。その結果、第2期整備事業としての正隆寺、興留東団地の建て替えの補助金があやしくなってきたのではと、このように私は推察いたしております。

斑鳩町の色々な事業展開にあっては、補助金等国の援助策が後手後手に回り、住民に余計な負担がかかってしまっているようにも私は思っております。国の創設される制度などはいち早くキャッチし、的確に把握し、迅速に対応していただきたいことをお願いして、次に駅周辺道路等道路・交通体系の整備促進についてお示してください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 駅周辺整備と、それと周辺の道路交通体系に関してでございますが、まずJR法隆寺駅周辺整備事業における道路計画について、簡単にまずご説明させていただきます。

駅舎整備と共に速やかな整備を必要とする駅へのアクセス道路の整備計画をはじめ、南北両広場に接続する現道の拡幅及び道路の新設を計画しているところでございます。駅の北側におきましては、北口広場から北へ町道312号線を拡幅すると共に、興留6丁目から駅東側踏切までのJR廃線敷を利用した道路整備を計画しております。また、南側では、南口広場の整備とあわせまして、広場から県道大和高田斑鳩線付近までを、現道の駐輪場敷地を一部利用し拡幅する計画をしております。さらに、県道大和高田斑鳩線へ直接アクセスする道路整備として、駅南口の全体整備構想にあります駅南口広場、新家土地区画整理事業と共に、その区画配置と整合させて計画しておりましたシンボルロードのルートに出来るだけ整合した形で道路整備を計画しております。

シンボルロード計画について経緯を説明いたしますと、当初から駅への主要なアクセスとなるシンボルロード計画を位置づけしておきまして、駅舎整備に先行して都市計画道路として整備することとし、駅南側の市街地部分を街路事業により、道路及び駅前広場を整備し、南側の新家農地部分で土地区画整理事業により道路を整備し、都市計画道

路安堵王寺線と県道をつなぐアクセス道路を確保する考えでこれまで進めておりました。しかし、新家地区の土地区画整理事業が、これは長引く経済情勢の低迷により、なかなか事業化に踏み切っていただけない状況から、新家地区の土地区画整理事業と一体的な考え方で都市計画を定め、道路整備を進めることが難しい状況となっております。このような状況の中で、平成12年度に交通バリアフリー法が制定されたことによりまして、法隆寺駅は5年以内にバリアフリー化を図るべき駅であるとの位置づけもあり、また駅舎整備に対する住民ニーズに応えるためにも、駅舎整備にまずこれを先行して取り組むこととなった経緯がございます。

このような経緯の中で、本来なら駅舎整備にあわせてシンボルロードを南口広場から真っ直ぐ南下し、都市計画道路安堵王寺線に接続することが、これは理想の計画でございますが、南口広場予定地の一部に住宅地もございまして、新家地区の土地区画整理事業の状況からも考えますと、都市計画決定に要する時間が相当必要であるということから、今回暫定的な整備といたしまして、住宅地部分を避けて農地部分で出来るだけシンボルロード計画法線に整合させながらも、一部をS字曲線の線形として計画としておりますので、ご理解を賜りたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ちょうど4年前の平成13年3月議会の施政方針で、町の玄関口としてJR法隆寺駅南口の整備につきましては、新家地区の土地区画整理事業と一体的に整備が出来るように引き続き努力いたします、このように施政方針を述べておられます。この4年間どのような努力をされていたのかは全く疑問であります。

また、今の答弁で、平成12年に交通バリアフリー法が制定されたことにより、法隆寺駅は5年以内にバリアフリー化を図るべき駅との位置づけもあり、町の施設ではありませんわね、JRの施設の法隆寺駅が交通バリアフリー法が制定されたことによりバリアフリー化をしなければいけないと義務づけられたということなんですが、そういうこともあり、駅舎整備をまず先行して取り組むこととなった。しかも、大半を町の経費です、これらの事業が、私としては中途半端な小手先の整備で、将来に過大な住民負担と禍根だけが残るような整備促進にならないよう特に注文をつけて、シンボルロード、その整合性というものはどのように考えておられるのかもしっかりと認識させていただきたい、そのように思っております。この項については、注文をつけるということ

終わっておきます。

次の質問として、安全で快適な日常生活が送れるよう、自然環境を保全し、環境への負荷の少ない都市づくりなど環境共生型の「まちづくり」とはどのようなものか、お示してください。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 環境への負荷の少ない環境共生型のまちづくりとはどういったまちづくりなのかというご質問でございます。

我が国の環境問題は、高度経済成長期までの産業型公害などを中心としたものから、現在は都市生活者の利便性を追求しました24時間営業の店舗などによりますエネルギー消費や、車両が吐き出します二酸化炭素問題に代表をされます都市生活型公害や、年々増加し続けます廃棄物問題などのように、日常生活に起因しますものへと変化をしてきております。

このような環境問題の変化に対応をいたしますため、平成5年に環境基本法が制定をされますと共に、政府全体の環境保全に関します施策の大綱も定めました環境基本計画が平成6年に策定をされました。平成12年には、その計画の見直しによります第2次環境基本計画が策定をされまして、エネルギー消費の抑制等々によります持続可能な社会の構築を目指して取り組みが進められているところでございます。

この持続可能な社会を構築するためには、環境へ及ぼします悪影響が、環境の復元能力を超えまして、取り返しのつかないことがないように、先見性を持って私たちが自らの行動に環境に対します配慮を持ち、自然の物質循環を尊重しながら、多様な自然や生物と共に生きることが必要だと言われております。言いかえれば、自然環境を守りながら、生活レベルを維持向上出来るように活動をしていくことが求められているところでございます。

このような国の環境基本計画に基づきまして、町といたしましても、第3次斑鳩町総合計画の中で、身近な環境に向け、水や緑、景観などの限りある地域固有の資源を守りながら、かつ快適なまちを創造していくという、地球にやさしい環境と共生する視点を取り入れたまちづくりを重点施策の一つとしているところでもございます。

その具体的な施策としては、環境マネジメントシステムによります各施策、各事業の管理でございます。行政の多くの事務事業につきましては、有益、有害を問わず、環境に影響を与えております。そのような事務事業をシステムで管理をいたしまして、環境

に有益な影響を与える事務事業につきましては、さらにそれを伸ばすような事業展開を、また環境に有害な影響を与えます事務事業につきましては、それを緩和、軽減させるような事業展開を実施をしまいたるところでございます。

また、ISO14001の基本理念は、家庭生活、学校生活におきましても応用することが可能でございますので、エコいかるがファミリー、エコいかるがキッズといったような事業を通しまして啓発に努めていき、環境と共生するまちづくりに努めるというように考えているということをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ISO14001の基本理念については、大変貴重なことであると私自身も認識しておりますが、住民が安全で快適な日常生活が送れるようにとの施策から、その認証取得及び認証維持というんですか、そのものに要する経費などから考えて、なぜ自治体としてそれが必要なのか、私としては大変理解しがたい、そのように思っていることを申し上げ、次に単独町制での安定した住民サービスを継続していくための「行政経営型システム」への転換についてお示してください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 単独町制で安定した住民サービスを継続していくための行政経営型システムについてのお尋ねでございます。

昨年末の7町合併に関する住民投票の結果を真摯に受け止め、本町は単独町制で存続する方針を打ち出しておりますが、その道のりは大変厳しく、相当の覚悟を持って進んでいかなきゃならないものと認識いたしております。

依然として混沌とした経済情勢や慢性化する財源不足、また奈良市の女子誘拐殺人事件をはじめとする最近の数々の痛ましい事件に代表される複雑化する社会問題など、行政の解決すべき問題はまさに多方面に及んでおり、単に住民ニーズの多様化、高度化、複雑化という言葉だけでは言いあらわせない状況になりつつございます。

行政運営におけるこのような困難な局面において、真に住民の求めているサービスの提供を行うには、本町の行財政構造を、前例踏襲を基調とするこれまでの行政管理型のシステムから、経済性・効率性・効果をより重視した行政経営型システムに転換する必要があると強く感じております。

具体的に言いますと、職員一人ひとりが、コスト意識などの経営感覚を持ちながら行財政運営を行い、様々な行政課題に迅速に対応出来るよう意識改革を行うと共に、組織

全体といたしましては、予算獲得を重視する考え方から、住民の視点に立った事務事業の成果を重視する考え方へと大きく転換を図らなければならないと考えております。

そのためには、まずは、行政改革の取り組み等の成果に関する情報を、住民の皆さんに可能な限りわかりやすく提供させていただき、改革に向けての自助努力を恒久的に行っていくことの出来る行財政システムの確立を目指し、全職員で力を合わせて取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 真に住民の求めているサービスの提供を行うには、本町の行財政構造を前例踏襲を基調とする、今までの行政管理型のシステムから経済性・効果をより重視した行政経営型のシステムに転換する必要がある、まさにそのとおりと私も思います。

その行政経営型のシステムへの迅速な転換を図るためには、前例踏襲を打破する困難があります。そこに、大変失礼な言い方かもしれませんが、首長の多選弊害があることを凝視すべきであると、このことを申し上げ、平成17年度施政方針についての質問を終わり、次の質問に移ります。

平成16年度定期監査結果報告書について、報告に添える意見としての町内産業の支援への認識と対応をお示してください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 監査報告書の認識についてということですが、これは商工会の監査も踏まえてのご意見に対してのことであるというふうに解釈しております。

まず、商工会は商工会法に定められておる団体でございます、その目的として、「商工業の総合的な改善発達を図る組織として、その活動により国民経済の健全な発展に寄与すること」、このように定められております。町といたしましては、町内商工業の発展を支援するため、そのための商工会活動に対してこれまで助成をしてきているところでございます。

なお、監査報告においてご意見をいただいていることにつきまして、町はこれを真摯に受け止めておまして、今後商工会ともさらなる協議を重ね、今後の対応を検討したいと、このように考えております。

なお、町内産業への直接的な支援といたしましては、現在、商工業者の経営の合理化、設備の近代化を図り、中小企業の成長発展及び振興に資するという目的で、債務保証に

係る保証料の補給に努めているところでございます。また、産業の一端である農業や観光の振興についても努力をしているところでございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ただいまの答弁は、まさしく先ほどの議論にある、前例踏襲を基調とした答弁である。まことに残念です。

監査委員さんは、町内事業者は今にも押しつぶされかねない状況下に置かれている。もはや小手先の対応ではとても立ち向かえる状態とは思えない。このように述べておられるんですね。これは、経営感覚というものです。

また、定期監査の総括講評として、凜巳代表監査委員は口頭で、役所の仕事は決められたことが多い。仕事はマニュアルであり、そのとおりにしないといけない。本当は、なぜそうするのか、本質を理解する能力が必要と述べておられます。

私は、この場で再度、その本質を理解した上での対応について、認識なり心構えを示していただきたいのですが、今、期待出来る答弁はまず無理だと、そのように思いますので、この定期監査の総括講評というのは、口頭で監査委員さんが述べられておられると聞いております。このことをどのように職員に、というんですか、その場に居合わせるのは部長以上だとも思いますが、どのように職員に周知されているのか、そのことをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 総括講評につきましては、助役以下部長が出席させていただいておりますが、部長はそれぞれ持ってかえってまいりました関係につきましては、当然部内会議の中で各課長に内容についての伝達とその指示等をさせていただいております。そういった関係で、課長は課内会議の中でそれぞれを課員にそういった内容についての十分そういう理解をするようにということで趣旨の徹底を図っているところでございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） ただいまの総務部長の答弁で、それがどのように職員皆さんに理解されておって、どのように予算に反映されておるのか、私は幸いにも予算委員会にも参加しておりますので、予算委員会の席上で色々話をさせていただきたいと思ってこの質問は終わります。

最後の質問として、斑鳩町における過去の懲戒免職処分内容及び事件発生から処分

決定までの経緯等について、プライバシーの関係もありまして、答えられる範囲内でお示しください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当町におきましては、今年1月の懲戒処分による免職を含め、過去2件の懲戒処分による免職を行った事例がございます。

1件目につきましては、指名業者からの収賄事件により、全体の奉仕者たる地方公務員の名譽を傷つけ、地方公務員の適格性を欠くものとして、地方公務員法第29条第1項第3号の規定により、懲戒による免職を行った事例がございます。

本事例につきましては、昭和55年2月13日逮捕、2月15日に今後の取り扱いを決定、3月12日に懲戒審査委員会を開催し、懲戒処分について検討し、3月14日懲戒処分を発令いたしております。

2件目でございますが、拳銃所持による銃刀法違反により、反社会的な重大な犯罪行為で、全体の奉仕者にふさわしくない行為であることから、地方公務員法第29条第1項第3号の規定によりまして、懲戒による免職を行った事例でございます。

本事例につきましては、平成17年1月7日逮捕され、1月11日に今後の取り扱の方針を決定し、1月12日に斑鳩町職員分限懲戒審査会を開催し、懲戒処分について検討し、同日懲戒処分を発令いたしておるものでございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 懲戒審査委員会は、常設されているのですか。また、そのメンバーと、開催についてはどのような手順でされるのか。さらに、昭和55年の事件では、逮捕後約1カ月後に開催されておりますが、それらの経緯について、わかる範囲でお示し願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 懲戒審査会につきましては、常設ではなく、そういった案件が出た際に開催するというところでございまして、助役以下各部長までというメンバーでその審査をしているところでございます。

いわゆる短期間で処分を決定したことに対することですが、本事件につきましては、銃砲刀剣類所持等取締法第3条、これは所持の禁止でございますが、に違反した事件であり、この場合につきましては、同法によりまして1年以上10年以下の懲役刑となることから、執行猶予がつかましても懲役刑を免れることはなく、地方公務員法

第16条の規定による欠格事項に該当することは必須でございます。本事件の銃砲刀剣類所持等取締法違反は、反社会的な重大な犯罪であり、また昨今の公務員に対する厳しい風潮があることから、早期に処分を行うことが公務員の信頼回復につながると考えまして、1月12日午前8時30分から斑鳩町職員分限懲戒審査会、先ほど申し上げました審査会を開催いたしまして、懲戒処分による免職といたしまして、同日付で処分の発令を行った次第でございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 逮捕後1週間も経過してないのに、執行猶予がついても懲役刑を免れることはなく、地方公務員法第16条の欠格事項に該当するとの判断は、大変不自然で、執行猶予への制度、その認識不足。執行猶予というのは、刑の言い渡しをすると同時に、情状により一定期間その刑の執行を猶予し、その猶予期間を無事に経過した時は、刑の言い渡しの効力を失わせる制度、そういう制度です。それへの認識不足や、また見方によっては、被疑者というんですか、当該職員への人権にもかかわる重大な問題だと考えております。

それと、先ほどの質問の中で、55年の事件では、逮捕後約1カ月後に開催されとるんですが、それらの経緯について、資料として残ってないのか、やはり色々な意味でこういう場所で開示することは差し控えておられるのか、どちらなんですか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） その内容については、具体的なプライバシーの関係につきましては、答弁は差し控えさせていただきたいということでございますけども、今、55年の関係につきましては、その当時の社会情勢、そういったもんがある中で、やはり今現在とは若干の違いがあろうという中で、その時はその時の判断として対応させていただいたと。今回につきましては、先ほど申し上げましたいわゆる社会情勢、そういった社会の要請等もある中でそういった判断をさせていただいたということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私は、端的に申し上げまして、前回の事件、これは公務員としては絶対あってはいけないことなんですね。それこそ、地公法の16条ですかね、それに抵触する、地方公務員の適格性を欠くものだと言わざるを得ないと思うんです。やはり住民の信頼を損なう指名業者からの収賄事件なんです。ただ、私はその1カ月間、懲戒

審査委員会を開催されなかったということは、やはり事件の推移を見守っておられたのか、そのように推察いたしております。

それでは、今年1月の事件について、逮捕当日に、今後の捜査状況を見守る中で厳正な処分をしていくと、このようなコメントを出しておられますね。そして、そういうことがありながら、今のように、前回と比べて大変短い時間で処分決定された。

それでは、この事件についての経緯といいますか、例えば逮捕ということから色々なことを町としては、捜査状況を見守るというのではなく、その懲戒審査委員会を開催するまでにどのようなことをされたのかお示し願いたいと、そのように思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 本事件の経緯と町の対応についてでございますが、これにつきましては、1月7日、金曜日でございますが、和歌山県警の和歌山西警察署で、拳銃所持違反で本町職員が逮捕され、午後でございますが、報道機関からの要請に対し、町のコメントを、先ほどおっしゃっているコメントを発表したものでございます。そのことにつきましては、議員各位へも不祥事の発生についてご連絡させていただきました。同じ日の午後5時から、緊急の部課長会を開催し、綱紀粛正の訓示を行ったところでございます。

とりあえず、和歌山西警察署へは電話にて事実の確認をいたしましたけれども、翌日の1月8日、土曜日でございます、のその朝に再度和歌山西警察署へ電話連絡し、直接事実確認をしたいので警察署へ出向きたい旨の申し入れをしたところ、了解を得られましたので、翌日の1月9日、日曜日、朝から和歌山西警察署に私と総務課長2人で出向きまして、刑事課第2課長に会わせていただきました。本人が現行犯逮捕され拘留されていることを確認いたしております。事件の概要及び拘留期間等についても、説明を受けております。その日に、我々も本人に接見したかったんですけども、その時点では接見禁止のため、本人に会うことが出来なかった状況でございます。

1月11日、火曜日、朝の8時半から臨時の朝礼を行いまして、改めて職員に対する綱紀粛正の訓示を行ったところでございます。

先ほども申し上げましたように、短期間での処分につきましては、私が課長と共に和歌山西署に行きまして捜査2課長と話をした内容等を核に、そのことに向けまして、また我々の顧問弁護士とも相談、県の市町村課とも色々話をする中で、最終的に懲戒審査会を開く中でそういった方向性を見出したということでございます。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） そしたら、拘留期間は何日間とか、そういう説明を受けられたということなんですか。そして、事件の概要そのものも刑事課長にお聞きしている。その段階でなぜ、日曜日ですね、会われているのは。月曜日、11日、訓示を行い、上司にも報告されたんだと思うんですが、懲戒の審査委員会を開催する必要があったのかな、私は全く疑問なんです。それは、先ほど話させてもらったように不自然だなあ。前回の懲戒免職処分の事件と比べて、事件というのはそういうもんだと私は思うんです。

それで、拘留期間は一体何日間というようにその刑事課長は推測されたんですか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） とりあえず1月7日から10日間の拘留ということの中で、事件の性格上、共犯者の取り調べ等の関係もあることから、再度もう10日間の拘留をされるだろうという中で、27日ごろまで拘留されるということで聞いておりました。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） そのことは、どのような判断をされたんですかね。多分起訴されるだろうということはそれで推測されますけどね、もしかしたら、内容によっては不起訴ということにもなりかねない。その段階で懲戒処分、これはやはり不自然だと思う。だから、そのことについては色々、見解の相違という見方もありますし、早急に名誉回復ですか、新聞にも載っておりましたけど、助役さんのコメントとして、早急に対応することによって公務員に対する名誉、それを回復したいという思いがあったという。余りにも迅速な対応に私は驚いておるわけなんです、それでは、斑鳩町職員の分限に関する条例第3条第2項では、免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付しなければならないとなっておりますが、その懲戒免職辞令はいつどのように交付されたのか。

それと、昨年既にその職員から退職願が出ていたように聞いておりますが、この件についても伺いたします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 本人に対して直接ということでは出来なかったわけでございまして、1つとしては、弁護士を通じて渡していただくか、もしくは家族へ渡すという方法がありまして、我々は直接家族へ渡すということでは家族の方に、奥様とお母さんお2人に会いまして私の方から渡させていただきました。

それと、本人からの退職願の関係でございますが、昨年12月13日付で、本人から17年の3月31日をもって退職したい旨の退職願が出ておりました。

○議長（浅井正八君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） その時点ではまだ本人は拘留の身であった。拘留という感じで、起訴もされてなかった。その時点で、本人ではなく家族に渡されたということについては、いささか疑問があります。

また、新聞報道によりますと、2月21日に初公判が和歌山地裁であり、検察側は冒頭陳述で被告に、古美術品収集の趣味があり、幕末の連発銃などとされる3丁を計約80万円で購入。自宅の茶箆筥に保管して手入れしていたなどと述べる。この手入れというものがどういうものなのか、骨董品の手入れもありますし、性能を引き出すためもありますので、その点については新聞報道でははかりかねますが、またこの銃の殺傷能力については、大変貧弱で、今となってはその性能について疑問視されているようにも聞いております。これは新聞報道ではありません。

確かに、拳銃所持は反社会的な重大な犯罪行為で、全体の奉仕者としてふさわしくない行為ではありますが、その性能や所持目的など、それらを勘案し、また昨年12月13日付で、本年の3月31日をもって退職したい旨の退職願が提出され受理されたこと。さらに、27年間の長きにわたり斑鳩町に奉職し、その勤務態度が極めて優秀であった。私はそのように思っております。ぜひとも町長に再考していただき、依願退職との処置をとっていただけるようお願いして、私の一般質問は終わります。

○議長（浅井正八君） 以上で、7番、小野議員の一般質問は終わりました。

午前11時5分まで休憩いたします。

（午前10時49分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

次に、9番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして私の一般質問させていただきます。

3点ありまして、まず1点目は、30人以下学級の早期実現を目指しておられるかどうかを聞きたいと思います。

趣旨としましては、昨今、刹那的な事件が頻発しております。また、これだけ情報が氾濫している社会にありまして、青少年は冷静に事態を分析する姿勢を身につけていないことには、感情に振り回され、真実が見えなくなってしまう本当に危険な環境であります。こんな中、論理的に物事を見つめる教育を真に追求しておられるかどうかを問いたいと思います。

新聞報道では、経済協力開発機構（OECD）が加盟国の15歳児を対象に行った学習到達度調査、また、国際教育到達度評価学会の基礎学力の調査のいずれにおきましても、我が国は国際順位を下げているという結果が報道されておりました。中でも、読解力におきましては世界平均を下回っている状況で、この現象の原因は、ゆとり教育の導入だと言われております。社会的な問題事象頻発の原因を、今までの教育の息苦しさにあると取り違えたことから、教育の方針を間違ってしまったと言えるのではないのでしょうか。これだけ情報が氾濫する社会で、一時の感情や刹那的な自己満足に走ることなく、冷静に事態を分析し、行動する姿勢を身につけていく教育とは、どこにそれを求めたらよいのでしょうか。

私は、実は1月16日に、奈良文化会館で「30人以下学級の早期実現を目指す連絡会」というのがありまして、そこに出席しました。そこで貴重な調査資料をもらってきました。小学校、中学校の奈良県の現状ですけれども、52.6%の学級が31人以上でありまして、また奈良県は子育て教育しにくい県と位置づけられております。校内暴力発生率、何と全国ワースト1です。少子化率全国ワースト3、不登校児の出現率全国ワースト9です。ちなみに、世界を見ても、イタリア、スイス等ヨーロッパは、1学級16人から24人となっております。アメリカ合衆国では22人です。日本でも長野県が、小学校全体全部が30人以下でありまして、これに続く県が、山形、山口、福島、秋田、鳥取と、他府県で随分と取り組んでいます。

では、この効果はどのようになっているか。3つの視点から、1つは、子どもの姿から感じる教育効果としまして、1つに友達がふえた、2つに学習への集中力、3つ目に積極的な発言が出来る、4つ目に先生とよく話をするようになった、5つ目に規則の遵守が出来るようになった。

視点を変えまして、先生が感じる教育効果としまして、1つ目に生徒の理解が進んだ、2つ目にきめ細かく指導が出来るようになった、3つ目に子どもへの声かけが多く出来るようになった、4つ目に子どもの様子がよくわかるようになった、5つ目に学習の習

熟度がわかるようになった。

他方、保護者の感じとしまして、1つ目に教育にゆとりが出来子どもが落ち着いてきた、2つ目に先生との距離が近くなった、3つ目に子どもに活躍の場が出来た、4つ目に子どもが自信を持った。

こういった資料を見ますと、前段で述べましたゆとり教育の失敗を解決する糸口が30人以下学級にあるといってもよいと思うのですが、この点どうお考えでしょうか。文部科学省は、決して今真剣にこの問題に取り組んでいないのが現状です。なぜなら、財政難の折、少人数学級はお金もかかる。真の教育現場を目指さない限り、次世代を担うよい人材は育っていきません。また、社会的な事件が増加の一方です。30人以下学級実現ですべての問題が解決するとは決して考えておりませんが、少しでもきめ細やかな教育をすることで、子どもたちは本来の姿を取り戻し、次世代を担う貴重な存在になると思うのですが、どのようにお考えか、聞かせてください。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） ただいま、現状の子どもたちの学力低下、あるいは子どもたちの社会での事件、事故等についてのご質問でございます。

現在、議員もご承知いただいておりますように、子どもを取り巻く事件が頻発いたしております。これは、小中学校におきまして、やはり社会性のモラル、あるいはルール、マナー、こういったものが欠如しているのではないかなというふうに思っています。そうした適切な社会性を育む指導を行うことが必要であろうと。そのためにも、やはり家庭のしつけといいますか、昔から言われております三つ子の魂百までという、その3歳までのしつけというものが非常に大事になってくるというふうに思っているわけでございます。そうした意味で、町としても、やはり家庭教育学級に力を入れながら取り組んでいるところでございます。

あわせて、また学校、あるいは地域にそうした子どものしつけというものも求められておりますし、そうした中で人権の尊重をもとにした心豊かな人間の育成が教育に課せられた責務であるというふうに考えているところでございます。

議員が、30人以下の少人数学級の実現をということで、経済協力開発機構、あるいは国際教育到達度評価学会の結果を踏まえて色々ご質問をいただいているわけですが、それぞれの子どもの力に合った個別指導、あるいは繰り返し指導、また習熟度別指導を進めることが出来ておりまして、きめ細やかでゆとりのある教育につながると

考えているところでございます。こういった30人学級をすることによってこういう効果があるというふうに議員もおっしゃっているとおりでございます。これまでも、県に対しまして、少人数学級の実現に向けまして、色んな形で要望を行ってきているところでございます。

現在、文部科学省で実施されております第7次定数改善計画につきましては、これは平成13年から17年度にわたって実施しているわけでございますが、学年や教科の特性に応じた少人数による学習集団を設定いたしまして、個に応じたきめ細やかな指導のための少人数指導を実施するために、5年間で2万6,900人の教員をふやしまして定数を改善する計画でございます。

ちなみに、平成16年度はその4年目でございまして、斑鳩町の小中学校での少人数授業への加配状況でございますが、斑鳩小学校で2名、そして西小学校、東小学校、斑鳩中学校、斑鳩南中学校それぞれ1名が配置されまして、計6名が少人数指導のために増員されているところでございます。こういった先生方を活用しながら、それぞれの学校で少人数授業に取り組んでいるところでございます。

また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によりまして、40人という学級編制の基準が定められておりますが、最近規制緩和によりまして、都道府県の判断で40人を下回る学級を設定出来るようになりました。そうしたものの、一方で三位一体の改革の中で、義務教育国庫負担金の見直し等が、今、中央教育審議会にて審議中でございます。この結果によりまして、都道府県によりましては大変厳しい財政状況にもなるというふうに思うわけでございます。

奈良県では、平成17年度も原則として40人学級で学級編制される方針でございます。今後も引き続きまして、県に対しまして少人数学級編制についての要望はいたしてまいりたいというふうに考えております。

なお、ゆとり教育と学力低下の関係につきましては、現在様々な議論が行われていることは承知いたしております。平成14年度に学習指導要領が改正されまして、子どもの生活にゆとりを与えまして、子どもを学校から家庭や地域に帰すために、完全学校週5日制が導入されると共に、子どもたちの生きる力を育てるために、総合的な学習の時間が新設されています。総合的な学習の時間につきましては、各学校で創意工夫を重ねながら、現在3年目の取り組みを行っているところでございまして、その効果について評価を行うことは、まだ今のところ早過ぎるのではないかと考えております。

。徐々にその総合的な学習の時間の効果があらわれつつあるという状況でございます。

なお、斑鳩町の小中学校では、改正前と成績には余り変化はないというふうに聞いております。

また、斑鳩町では、小中一貫教育の取り組みとして、平成17年度より総合的な学習の時間を活用しながら、聖徳太子の和の精神をはじめ、斑鳩の歴史や先人に学ぶ中で、人間としてどう生きるべきかということを考える「生き方」、これは道徳を含めるわけでございますが、その学習と、国際化に対応いたします英会話学習、また小中の交流学習を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 今の答弁では、全国的に少人数指導を実施していくために、平成13年から5年間にわたって、2万6,900人の教員の増員と。当町でも各小中学校で、1名から2名の増員がなされたということで、きめ細やかな教育をするため、この傾向をますます推進していったらいいと思います。

ちなみに、今年度、17年度の教員の増員の予定はございますか。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 現在まだそうした少人数授業の実数についての具体的な数字は出ておりません。現在、教職員の人事異動に取り組んでおられる状況でございますので、この配置についてはもう少し時間がかかってくるというふうに思っています。町としては、現在配置していただいている数を確保していきたいというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） そのように配慮をお願いしたいと思います。

三位一体の改革の中で、義務教育国庫負担金の見直しが非常に気になるところでございますが、私が先ほど申し上げましたように、世界の先進国では早くから少人数学級を取り入れ、子どもの教育には、特に次世代を担う人材として力を入れて行っておられます。ゆとり教育への改正前後の成績の変化は、当町の小中学校ではないという先ほどのご答弁でしたが、もっと目標点を高いところに持っていただいて、現状維持は衰退と考えていただいて、基礎学力の向上をはじめ、人間性豊かな教育、国際感覚の育成を目指してほしいものと思うのです。

そこで、現状に甘んじておられないのか。

それと、聖徳太子の和の精神を教育に取り入れるということでおっしゃいますが、こ

の言葉はよく聞くんですが、その意味の内容をもう一度お聞きします。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学力の向上につきましては、校長はじめ職員が常にそうしたことを目指しながら取り組んでいるということでご理解を賜りたいと思います。

そして、聖徳太子の和の精神ということでございますが、これは色々言われているわけでございますが、私が一番初めに答弁申し上げましたように、今の子どもたちの事件、事故を考えますと、やはり独自の考え方といいますか、個の自己主張といいますか、そうした自分なりの考え方だけであって周囲のことを考えていないというような状況があるのではないかなというふうに思います。そうした中で、この社会では1人で生きていけないんだということと、やっぱり多くの方と共に生活している、あるいは地域を形成されていると、こういう中でお互いに理解し合う、話し合うということが大事であろうというふうに思っています。そういった意味で、聖徳太子の言われる和の精神という、お互いに人権を尊重し、お互いに意見を言い合っていくと、議論していくということがやっぱり大事であろうというふうに思います。

そうした中で、学校でもこの頃、いきいき体験ということで、就職も含めてでございますが、地域の会社、あるいは事業所に対しまして子どもたちが、年間3日ほどでございますが、実際にその会社に通いましてその仕事を体験していく。そうした中で、その従業員と色々コミュニケーションする中で自分の社会性を磨いていく、こういうことがございます。

私は、1つだけ非常に感銘を覚えたものがございまして、ある事業所に子どもたちが行きまして、たまたま終わる日にその事業主の方がおられなかった。この方にお礼を申し上げるのを出来なかったという感想文がございまして、私はその3日間の中でそうした心を育ったということについて大変感銘を受けたわけでございます。そうした子どもたちを斑鳩町の中で育てていけたらという思いで、この和の精神というものを取り入れていきたいと、総合学習の中で取り入れていきたい。そして、自分の生きる力、生きる方向といいますか、そういうものも見つけ出していただけたらというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 先ほども申し上げましたが、教育に関しましては、目標点を高い

ところに持って斑鳩町の教育を進めていっていただくように切望しまして、質問次に移ります。

2つ目は、本年度予算策定の努力のあとについて聞きたいと思います。

地方分権一括法が制定されまして、また合併協議会からの離脱、斑鳩町単独行政の選択が確実にになりました今、町行政基盤の確立、健全財政運営がいよいよ問われます。今年の予算の策定の中で、その努力のあとが見られるかどうかについて聞きたいと思います。

これからは、市町村も自己決定、自己責任の原則を踏まえまして、公正で透明な行財政運営を行うことが強く求められてきます。したがって、町長も議会も常に積極的に情報の公開に心がけ、予算策定や、これに基づく行財政運営につきまして、住民に対する説明責任を果たすよう努めていかなければなりません。

得てしまして、都合のよいものは声高らかに報告し、都合の悪いものは説明しようとしな。それどころか、住民のあなた任せの信頼感を裏切りまして、箱物競争で将来性のないものを設置してしまい、また将来負のツケを住民に押し付けていこうとするぶざまな行政だけは決してしてはいけないと思います。

財政難を目前にしまして、何を優先的にしていかなければならないのか、この選択が重要なポイントになってきます。町長は、かねがね歳入に見合う歳出をと口にされております。今後の歳入の見通しと、それに符号する事業の優先順位をお聞きしたいと思います。

次の質問の順序でお答えしていただきたいと思います。

まず、平成17年度、今年度の予算の特徴についてお聞きします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、今後の歳入の見通しと、これに符号する事業の優先順位についてでございますが、今後の本町の財政収支見通しにつきましては、町政運営の基盤となります町税につきましては、国の経済見通しによると、民需中心の回復に向けて緩やかに動き出すことが期待されておりますが、本格的な回復には程遠い感があり、厳しい状況がなお続くものと見ております。

また、三位一体の改革によりまして税源移譲は進められていくものの、平成19年度以降の地方交付税の改革の内容が不透明となっており、地方交付税の確保も予断を許さない状況であります。このように、歳入面では非常に厳しい状況が続くものと考えてお

ります。

このような状況にありまして、本町が抱える行政課題に果敢に取り組むため、少子高齢社会の進展等に伴う施策の推進、またJR法隆寺駅周辺整備や公共下水道の整備、（仮称）総合福社会館の建設など、住民の生活に密着した基盤整備を中心に、重点的に予算を配分していかなければならないと考えております。

次に、平成17年度予算の特徴についてのご質問でございます。

本町の財政につきましては、配偶者特別控除の上乗せ部分廃止等の税制改正やたばこ税などの増による町税の増収、三位一体の改革に係る政府・与党協議会の合意に基づく地方交付税総額の確保などにより、平成17年度の特例債を除く一般財源総額につきましては、前年度と比較して8,334万円、1.4%の増となっておりますが、その構造につきましては、町民税では所得の低下が見られ、固定資産税などには地価の下落に伴う減収が見られる一方、また通常収支に係る地方財源不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として許可されます臨時財政対策債が、平成16年度許可予定額と比較いたしまして、1億1,330万円、23.2%の減額となるなど、引き続き厳しい状況が続いております。

その一方で、時代の変化に即した少子高齢化対策、教育への取り組み、住民の健康対策、環境問題への対応やJR法隆寺駅周辺整備、都市計画道路法隆寺線をはじめとする都市基盤の整備など、多様に刻々と変化いたします住民要望にこたえていかなければならない状況となっております。

そうしたことから、平成17年度予算につきましては、町三役及び教育長の給料の抑制、部課長の管理職手当の抑制や、委託料を中心とする施設管理費の縮減、県内出張に伴う日当の廃止などにより経費の縮減を図る一方、臨時財政対策債、減税補てん債などの特例的な町債を確保するなどして、その対応に努めると共に、なお不足する財源につきましては、公共施設整備基金、都市計画事業整備基金などの活用などにより財源を捻出し、収支の均衡を図ることといたしております。

また、平成17年度予算では、人にやさしいまちづくりをさらに進めるため、男女共同参画に関する新行動計画の策定、災害物資の備蓄、ふれあい交流センターいきいきの里の充実、介護サービス環境の整備、介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の見直し、乳がん検診におけるマンモグラフィーの導入、子ども安全安心メールの配信などの新たな施策の充実も図っておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 今、答弁の中に、財源不足を補うために、公共施設整備基金、都市計画事業整備基金の取り崩しをされるということですが、これらの基金の取り崩しにつきましては、今この時期にすべきかどうか、より慎重に取り組んでいただきたいと思うのですが、その点につきまして、慎重性につきましてもう一度お聞かせください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 基金につきましては、今までやはり財政の将来的なことを考えて、必要なときに取り崩しさせていただくということで、議会のご協力によりながら基金を積み立ててきたわけでございます。これは、これまで、先輩も色々努力する経過としてそういったものがあるわけでございますので、軽々にそれを簡単に取り崩すということについては、やはり慎重に期さなければならないと考えております。そういった心構えをもって対応してまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 2つ目の質問ですが、行政改革の内容につきまして、その詳細につきましてお聞きします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 行政改革の内容についてのご質問でございます。

この行政改革につきましては、平成15年度から平成22年度までの8年間を期間とする第3次斑鳩町行政改革大綱とその前期実施計画を策定いたしております。

この行政改革大綱では、効果的で質の高い住民サービスを最小の経費で効果的に提供するため、行政経営型システムへの転換を改革の視点として、新たな行政システムの確立を目指しております。

そのための基本理念といたしましては、職員の行政経営能力の向上と創造性を大切にする組織風土の醸成、効果的・効率的な行財政運営を目的とした企業経営的手法の導入及び事業の簡素化と行政の守備範囲の再構築、積極的な行政情報の公開及び住民ニーズの把握による住民参加型の行財政運営などをうたっております。

大綱に基づく実施計画につきましては、まず、住民活動と行政との協働のあり方、活動支援のあり方などについての基本方針の策定がございます。これにつきましては、地域の問題などを自主的に解決する住民主体の活動の促進を図るために、活動環境、活動機会等の充実について、住民と行政との協働のあり方、活動支援のあり方について基本

方針を策定するものでございます。

次に、事務事業評価システムの確立でございますが、平成12年度に試行実施を行い、調書や手法を改良してきた事務事業評価システムを本格的に導入し、各事業の必要性や有効性、効率性などを客観的に評価することにより、住民ニーズに対応した事業の整理統合、廃止、手法の転換を行い、より効果的、効率的な事業の実施を図るものでございます。

さらに、人材育成基本方針の策定については、平成16年4月に策定しておりまして、重点項目といたしまして、職員に求められる主な能力を、政策形成能力と管理能力、対人能力、基礎的業務遂行能力、法務能力、国際化対応能力、情報能力、階層別に必要な能力の7つの能力とし、それぞれの能力の内容とその育成方法を定めてその向上を図ることといたしております。

これらを含めました全部で152からなる取り組みの項目の1つ1つに実施時期を定めまして、現在、その目標に向けて、全職員一丸となって進めさせていただいているところでございます。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 今の答弁の中で、職員の能力向上を図るとしまして、7つの能力に分類され、その育成方法を定めているとのことですが、もう少し具体的に聞かせていただきたいのですが、4つの項目につきまして、1つ、政策形成能力の育成方法、2つに基礎的業務遂行能力の育成方法、3つに法務能力の育成方法、4つに国際化対応能力の育成について、どのように具体的に取り組んでいらっしゃるのか、その一端を聞かせていただきたいのですが。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいま政策形成能力、基礎的業務遂行能力、法務能力、国際化対応能力の4点についてお聞きでございますが、政策形成能力と申し上げますのは、やはり町が行政を推進していく中では、どういった政策を定めていくのかということが大事であります。そういった政策を定めていく中での基礎的なものの能力を高めていくことが必要であるということでありまして、そのためにも色々な基礎的なことをまず知識を得て、そういったものを網羅する中で、将来の政策をどのような形で形成していくかということについて高めていく、そういったものでございます。

基礎的業務遂行能力も同様でございますが、色々な日常の業務をするにつきましては、

やはり基礎的な能力がなければ遂行不可能でございます。そうしたことから、町長が普段から申されておりますように、やはり全庁的な色んなことについては職員はそういったことについては常に積極的に知るように努力しなきゃならんと、知っておかなきゃならんとというようなことも申されております。そういったことがこういった基礎的業務遂行能力ということになろうと思います。

法務能力でございますけれども、我々はやはり法に基づいて行政を推進させていただいております。憲法を擁護し、それらに基づく色々な法律、条例等を十分頭の中に入れてやはり日ごろの執務に携わっていくというようなことでもございまして、そういったための知識を得ていくということでもございます。

国際化対応能力といいますと、グローバル社会となっております。そういった国際化する中で、いずれにしても国際的感覚を身につけていかなきゃならないということの中で、やはり当町にも外国人の方々がたくさんお見えになります。そうした方の対応、また当町に既にお住みになっておられる方、そういったことについても、やはりスムーズな円滑な対応をしていかなきゃならんとする中では、やはり国際的な感覚を職員も持つていくということは肝要でございますので、そういったことの知識、対応能力を養っていくというようなことでもございます。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 行政経営型システムへの転換ということで、企業経営的手法の導入ということが答弁でありましたように、私も、これからの行政は、企業経営的な感覚でもってしないと、財政難に陥る、ひいては破綻するということにつながっていくかと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今の職員教育、能力の開発ということで、非常に文字を読んでおりますとすばらしいなと思うんですけど、これの実行というか、能力を高めていっていただきたいなと期待しますので、よろしくお願ひします。

それでは、3つ目に、予算の作成方法でマトリックス方式というのがございますが、つまり従来の縦割り部局別予算策定方式、それにプラス課題別に横の議論を盛り込む方式なんですけども、当町としては、予算策定の際にそういった観点でおつくりになっているかどうかをお聞きします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 予算作成の方法についてのご質問でございますが、時代の変

化に即した少子高齢化対策、教育への取り組み、住民の健康対策、環境問題への対応など、様々に刻々と変化する住民要望に、積極的かつ効率的に対応していくためには、各部局一体となって横断的に取り組む予算編成の手法が重要となってきております。

本町におきましては、第3次斑鳩町総合計画の実現に向けて、総合計画に掲げます施策に沿って実施計画を策定し、この実施計画に基づき町政を進めておるところでございます。

このため、予算の編成に当たりましては、第3次斑鳩町総合計画の実現という共通認識のもと、あらゆる角度から議論を行い、予算を編成しているところであります。行政課題別に横の議論を盛り込むといったマトリックス方式とは手法は異なりますが、部局別予算編成方式に総合計画の施策体系に沿った横の議論を盛り込む形での予算編成をさせていただいているところでございます。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） これからの地方公共団体は、地域的特性と住民ニーズに沿った特色ある施策の実施を求められていることから、それぞれの地域における住民の幅広いニーズに合わせていかに有機的に組み立てていくかが重要な課題であります。こうしたことから、予算の編成におきましては、従来の縦割り部局別予算策定方式に加えまして、例えば環境、情報、いじめなどのテーマ別に予算の内容の議論を行い、部局別、テーマ別に縦横の表形式に予算内容をあらわしまして、いわゆるマトリックス方式の予算を立てまして、例えば教育委員会と健康推進課の連携によるいじめ、不登校対策、また建設課と環境対策課の連携によります観光道路づくりなど、縦割りの政策部門の枠を超えた横断的な政策を連携して実施することが望ましいと考えます。このように予算策定をしてほしいものと切望しまして、次の4番目の質問に移ります。

本町では、今、3大事業に向って、法隆寺駅舎、自由通路の新築工事ですね、それと総合福祉会館、それと下水道の3大事業の事業効果と今後の維持管理費用につきまして、どのように把握されているのかをお聞きしたいと思います。先ほど申しました3つ順次お答えをお願いします。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、JR法隆寺駅舎につきまして私の方からお答えします。

JR法隆寺駅につきましては、議員もご承知のように当町唯一の鉄道駅でありまして、

乗客数が1日当たり約1万9,000人を数える駅として、多くの人が集まり移動する複合拠点となっております。しかしながら、現在の駅舎及び周辺道路網の状況を見ますと、駅舎はバリアフリー化がなされておらず、また駅前広場、これは十分な空間がなく、駅前に連絡する道路や歩行者動線も狭隘で未整備であり、交通安全上の課題も色々とありますことから、駅及び周辺の整備を現在推進しているところでございます。

ご質問の事業効果についてでございますが、まず1つとして、駅舎の橋上化とあわせて南北自由通路を整備することで、駅東側の踏切の歩行者を自由通路へと誘導することにより、歩行者の安全性の向上と踏切の混雑緩和が図れるという効果があります。

2つとしましては、当駅舎を中心としてバリアフリー化に努めることにより、障害者や高齢者など誰もが日常の移動に支障を感じない利用しやすいターミナルの形成を図ることが出来ることとございます。

3つとしまして、世界文化遺産法隆寺のあるまちの表玄関にふさわしいシンボル性を有する駅舎の修景から、斑鳩らしい景観の形成を図ることが出来ます。

次に、維持管理に要する費用についてでございますが、駅舎についてはJR、自由通路については町がそれぞれ管理することとなっております、今後JRとこの管理協定について協議を進め、管理区分を明確にした上で維持管理費用を試算していくということになるわけでございます。

自由通路の維持管理に要する費用の一般的なものとしましては、清掃管理費、自由通路内のエレベーター、エスカレーターなどの機械設備や消防防災設備、電気設備等の保守に要する費用、このほかに光熱水費等の費用が必要と考えられます。今後、他事例等も十分に調査研究いたしまして、施設の完成までに効率的で安全な施設の維持管理に向けまして検討を進めていく予定でございます。

なお、2面2線の橋上駅として同規模と考えられます隣の大和小泉駅、あるいはもう一つ向こうの郡山駅では、自由通路の維持管理に、年間およそ1,000万円の費用がかかっておると聞いておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 私の方からは、（仮称）総合福祉会館につきましてお答えをさせていただきます。

（仮称）総合福祉会館は、平成13年度から第3次総合計画の中の生涯福祉の充実の基本方針におきまして、「地域福祉の充実に向け、誰もが温かいふれあいの中で、自立

した生活が送れるよう、地域ぐるみでの福祉活動を進めると共に、ボランティア活動の支援や地域ケア体制、施設の整備を図る」としております。また、計画の内容といたしまして、「多様な福祉ニーズに対するため、（仮称）総合福祉会館の整備を進める」と位置づけられてもおります。

高齢社会や少子化の進展、介護保険制度の導入など、福祉・保健施策をめぐる状況は大きく変化をいたしております中、福祉・保健施設にも、広く町民に開かれた総合的なサービスの利用が出来るものが求められ、さらに地域ぐるみの福祉活動が求められておりますことから、児童から高齢者、障害者の方も含めての全町民の方が気軽に利用出来る身近な地域福祉の活動の拠点と、また保健と福祉が同一施設内で一体として取り組める拠点となる施設の整備が図られるものと、このように考えております。

また、維持管理費についてのご質問でございますが、現在基本設計及び実施設計に至っておらず、この管理費について申し上げられない状況の中ではございますが、近隣の同様の施設をもって一例を申し上げますと、平群町のプリズム平群では、平成15年度ですが、決算においては約2,000万円、上牧町の保健福祉センターにおきましては、約4,700万円の費用がかかっているというふうに聞いているところでございます。

このことから、当町の（仮称）総合福祉会館につきましては、整備する内容によりまして異なってくると思っておりますが、概ねこの2つの施設の範囲の中ではないかと、このように想定をいたしております。しかし、今後建設をする中で、必要最小限の費用で運営が出来るように努めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（浅井正八君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 公共下水道についてでありますけども、事業効果といたしましては大きくは2つがございます。1つには、健康で文化的な生活を送るための生活環境の改善であり、2つには、水路や河川などの公共用水域での水質改善であります。

水質改善につきまして、具体的に個別の合併浄化槽と流域処理場の放流水を水質の汚濁度を示しますBODで比較いたしますと、公共下水道では、流域下水道センターの処理場で処理されますので、大和川に放流されるときはBODは5ppm以下となりますが、個別の合併浄化槽では、BOD数値は平均的に20ppmといわれておりまして、公共下水道により処理された放流水の方がよい水質であることがわかります。

実際に最近の報道でも、大和川のBODは、昭和45年に約21ppmであったのが、

平成16年度では昭和38年以来41年ぶりに環境基準の5ppmを下回ったと掲載されておりましたが、これは大和川流域での公共下水道利用率の向上が大きく寄与していると言われております。

他の自治体の例におきましても、アユが戻ってきた日立市の鮎川や、川が汚れて古来からの行事であった川床飾りという遊びが出来なかった高山市の宮川についても、下水道により川床飾りの行事を再び取り戻した等、豊かな自然環境を保全するのに大きく寄与している事例も紹介されております。

次に、公共下水道を利用した場合の町の維持管理費用についてでございます。

ここでの維持管理費といたしましては、当該年度の下水道の建設費用を除く、人件費、起債の元利償還金等に係る費用でご説明をいたします。平成16年度予算では、約3億3,000万円、平成17年度予算では約3億4,000万円を計上しております。さらに、平成22年度では約4億7,000万円を見込んでおります。

なお、人件費、起債の元利償還金等に係ります一般会計の繰入金につきましては、平成16年度予算で約3億3,000万円、平成17年度からは下水道の供用開始に伴いまして使用料や負担金を受け入れしますので、これらを差し引きまして平成17年度では約3億円を計上しております。さらに、平成22年度では、約2億9,000万円を見込んでおるところでございます。

なお、平成23年度以降につきましては、まだ試算いたしておりませんが、公共下水道計画区域は全体で493ヘクタールで、その整備につきましては、今後まだ20年以上の年数を要すると考えております。これにかかる費用は大きなものであり、起債残高もふえて、その元利償還も多額になると予測されます。

そうしたことから、公共下水道の貴重な財源であります使用料及び負担金は貴重な財源であることから、下水道の利用率向上は大変重要であると認識いたしておりますので、新年度以降下水道利用率の向上に努め、一般会計への負担を出来る限り少なくし、健全な財政運営が出来るよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） それでは、時間も迫ってますので、次の質問ですが、監査委員の意見についてどのように反映されていくのかということで、監査委員のご意見は3つございましたが、その中でも、先ほど先輩議員が質問されておりました商工会への連携プレイについてのご意見につきまして、今後どのように反省し、発展指向としてされてい

くのかを、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） さきの質問者にも答弁しておりますが、監査報告でいただいております意見につきましては、これについては真剣に取り組む必要があると、このように考えております。

また、商業の活性化がひいては町の発展につながるとも認識しておりまして、まず、商工業に関しましては商工会、あるいは観光協会等の関係団体と協議を行いながら、事業者と関係者の理解を得るように今後努めてまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 商工会には、毎年血税でもって助成金を配布しております。だからというのではないですけども、まちの活性化には、やはり商工会の活性化を、行政がリード役としていくのが必要なことやと思いますので、その点よろしく願いしておきます。

最後の3つ目の質問ですが、地域の振興に地域ブランドをつくれればどうかということです。

地産地消、これも大事であります。地域の振興にはやはり地域ブランドが効果的であると。地名が売れ、商品が売れ、そして観光客が増加する。ひいてはこのまちが活気づくと思うのですが、皆さんは次の名前をご存じでしょうか。ご存じやと思いますが、夕張メロン、西陣織、松坂牛、有田焼、浜名湖のウナギ、関サバ、宇治茶、三輪ソーメン、このような名前です。これらは、地域ブランドとして地域名と商品名を組み合わせで地域ブランドとして商標登録されたものばかりです。

このたび、経済産業省は、こういった地域ブランドの商標を登録しやすくするために、商標法の改正をします。現行法では、原則的に文字、名前だけでは登録出来ません。識別可能な図形化が必要で、例えば松坂牛であれば、木の札のデザインに松坂牛と記したものが必要でした。この法改正がされると、文字だけで登録出来るようになり、各地の工芸品や農産物の登録が期待されます。法改正の目的は、地域の振興です。我が町も何かブランドをつくってはどうかでしょうか。それには、行政がリード役で生産者に働きかけ、時間をかけて知恵を絞れば明るい未来が待っているように思いますが、その点どうお考えですか。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 斑鳩町の農産物として、稲葉車瀬のナシが約20戸の農家で栽培されております。そして、生産農家が直接販売をされている状況でございます。一方、岡本と三井の柿やブドウにつきましては、生産者も高齢者となり、減少傾向という状況でございます。

町といたしましても、特産物づくりが必要であると考えておりました、グリーンアスパラガスの生産につきまして、これまでに農業振興会を中心に働きかけた経緯がございます。この結果、平成10年からは9戸の農家が27アールで栽培、出荷していただいております。この作付けをモデルとして生産の増加を期待しておったところでございますが、その後は生産農家が5戸と減少している状況でございます。

食料品等につきましても、地酒や醤油など生産、販売をされているというのがございますが、なかなか地域ブランドの域に達しているとは思えないと、このように考えております。

このような状況でございますが、地域ブランドとして商標登録が出来るというのには、どのような条件整備が必要なのかということをまず調査しまして、JAや商工会など関係機関とも協議をしながら、生産者の理解、協力、ひいては取り組みへの意欲、こういったものを得るための努力を今後行っていきたい、このように考えております。

○議長（浅井正八君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 答弁を聞きますと、今の斑鳩町の農業はじめ商業の現状についてお話されたわけなんですけど、そこへ付け加えるように、地域ブランドとして商標登録が出来るように、今後また関係機関と協議し努力するというご答弁もありましたので、その点を切望いたしまして私の質問全般を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、9番、浦野議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午後0時03分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（浅井正八君） 再開いたします。

続いて、1番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に従い私の一般質問

を行わせていただきます。

まず最初に、ボランティア活動についてであります。

ありがたいことに、斑鳩町内では、団体または個人の善意でボランティア活動をなされていらっしゃると思いますが、それが一般の町民の目にふれることはないように思われます。

そこで、現在、斑鳩町内のボランティア活動の現状について、各部ごとにお尋ねします。あわせて、そのボランティア活動と行政のかかわりについてもお尋ねします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 町内のボランティア活動の現状についてでございますけれども、社会福祉協議会におきましてボランティア活動推進事業を実施をいただいているところでございます。地域におけるボランティア活動の推進を図るための情報を発信したり、ボランティア活動に関する相談、支援を行っていただいているところでございます。

その活動内容でございますが、福祉作業所虹の家での活動支援、1人暮らし高齢者に対します電話サービス、点訳活動や視覚障害者の外出支援、清掃活動、環境問題に関する活動、第二慈母園に入所をされておられます方の話し相手や衣類補修等の活動、また保健センターの、お元気クラブという事業を展開しておりますが、これに伴っての移動支援等といった主に福祉の関係でボランティア活動等を通して携わっていただいております。

また、福祉課の方で直接担当いたしまして養成をしております子育てサポーターの方々につきましても、保健センターの方で子どもに関します各種教室等で活動をしていただいているというのが現状でございます。

また、ボランティアと行政のかかわりについてということですが、住民の方がボランティアとして町の事業等にかかわっていただきますことによって、行政がより住民の方に身近なものとなり、また住民の方の多様な社会的ニーズにも対応することが出来るようになるのではないかと、このように考えているところでございます。また、ボランティア活動を通じまして、人を思いやる心が生まれ、人にやさしいまちづくり、活気のあるいきいきとしたまちづくりが出来るのではないかと考えておりまして、このようなことからボランティアの活動をされる方々の裾野が広がっていくことを希望をしているところでもございます。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 教育委員会関係のボランティア活動についての現状をご説明申し上げますたいというふうに思っています。

現在、教育委員会では、町立図書館につきましては、平成9年度の開館以来、常に全国水準を上回る図書館活動を続けてまいることが出来ました。特にボランティアグループには、子どもたちに対しまして、読書にかかわります活動を展開していただいております、地域での文化的な活動、あるいは保育園や幼稚園、学校でのおはなし会の開催など、これらのグループの力は、子どもの読書を推進していく上で欠かすことが出来ないというふうに考えているところでございます。

こうしたボランティアグループにつきましては、現在7グループございまして、それぞれの活動について毎月情報交換会を開催いたしまして、連携を図りながら読書活動の推進、また協力体制の構築を図っているところでございます。

次に、それぞれのグループの活動内容でございますが、先ほども申し上げましたとおり、図書館で行っております子どもたちへの本の読み聞かせや人形劇、紙芝居など、それから各学校や幼稚園、保育園への「おはなし訪問」、また平成15年度より、保健センターで行われております乳幼児健診の際に、赤ちゃんに絵本を配るブックスタート事業が実施されているわけでございますが、そうしたところへの協力など、年間を通じまして積極的にこうした読書活動を行っていただいております、特に小学校への「おはなし訪問」は、先生方にも理解をいただきまして、子どもたちの期待も年々大きくなってきているところでございます。加えまして、図書館支援ボランティアの協力によりまして、その輪がさらに広がりを見せてきたことを非常に喜ばしいことだと思っております。

いずれにいたしましても、こうしたボランティアグループの協力がなければ、これからの事業の継続、発展は大きく望めないのではないかというふうに考えておりまして、今後も連携を保ちつつ図書館運営の充実発展に努めてまいりたいというふうに考えております。

また一方、学校の方では、総合的な学習の時間に、地域の方々のご協力を得て、学校によってそれぞれ取り組みは違いますものの、農業体験をいたします場合に農家の皆さん方のご指導をいただいておりますとか、あるいは食については食推協の皆さん方のご協力を得て食に対しての勉強をします。そういったことをしながら、地域の皆さん方のご協力、ボランティアの支えで、そうした総合的な学習の時間の充実を図っているとい

うのが現状でございます。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 続きまして、私の方から、都市建設部所管に関連するものについてお答えします。

まず、河川環境美化に関してでございますが、昭和41年に三代川流域の自治会で三代川愛護会というものが組織されておまして、当初から毎年除草作業など三代川の美化に努められており、現在年当たり16万円の町補助金を支出しております。また、平成15年度からは、奈良県のボランティアサポート事業制度を活用し、堤防の堤部分に草花や低木の植栽もされており、これについては町の職員も作業を手伝っておるところでございます。

また、このボランティアサポート事業につきましては、ほかにも2団体に活用していただいております。1つは吉勝会、これは大和川神南地域、竜田川下流域及び三代川下流域の清掃活動を年6回にわたり行っておられます。もう1つは峨瀬自治会でございます。竜田川の竜田大橋から上流域の清掃活動を年6回行っておられます。このボランティアサポート事業につきましては、活動に必要な物資の一部について、県の方から現物支給がなされておるところでございます。

次に、道路の維持管理に関してでございますが、いかるがパークウェイ小吉田モデル区間におきまして、ボランティアグループ桂の会に、歩道や植樹帯の清掃活動を昨年7月より月2回行っていただいております。これは、住民の方々が道路をいつくしみ、住んでいるところをきれいにしようという自然な気持ちを形のあるものにするよう、一定区間の清掃等を住民グループやボランティア団体等に行っていただく国土交通省のボランティアサポートプログラムという制度を活用しているものでございまして、昨年6月に、桂の会、国、町の3者で協定を締結しておまして、国は用具等の支給を、町は発生したごみの収集を行っております。

また、公園の美観維持に関しましては、昨年6月に供用開始しております西里公園についてでございますが、この公園は、周囲に土堀を復元することにより、歴史的道筋の再現を補完しながら、周辺住民に憩いの場を、あるいは観光客等に休息の場を提供するものという目的で整備しております。地元西里自治会の皆様に、この趣旨についてご理解を賜りご協力を得て、週1回の清掃活動がなされており、町は清掃用具を支給しておるところでございます。

このように種々活動をしていただいております、各団体の方々におかれましては、自分たちの住むちは自分たちできれいにするんだという、こういう気持ちを率直に行動に移していただいておりますということに対しまして、我々施設を管理する行政といたしましては、おのおのの活動に対しまして敬意を表すると共に感謝をしておりますのでございます。

もう1つ、観光に関してでございますが、観光に関連するボランティア団体としまして、斑鳩の里観光ボランティアの会、そして斑鳩アイセスSGG、この2団体があります。

まず、斑鳩の里観光ボランティアの会ですが、主に法隆寺iセンターに常駐されております、無料で日本人の個人旅行者に対し、法隆寺をはじめとする斑鳩町の歴史や文化を詳しく案内する活動をされている団体でありまして、平成14年4月に設立され、平成15年度は2,387件、延べ8,239名の方々をガイドされております。

一方、斑鳩アイセスSGGでございますが、こちらの方は外国人の旅行者を主に英語で案内する活動をされております。平成4年10月に設立され、法隆寺iセンターの窓口にて常駐されております、通訳業務を行われているほか、平成15年度は10月から3月の半年間で、2,026件、延べ2,579名の方々をガイドされているという実績がございます。

両団体とも、町の補助団体である斑鳩町観光協会が窓口となっております、観光協会の運営事業費で斑鳩の里観光ボランティアの会は活動されております、斑鳩アイセスSGGへは、町観光協会から運営に要する費用について補助されておるところでございます。

なお、ボランティアの方々に対する観光客の感想としましては、歴史や文化がよくわかった、斑鳩町にまた来たいなど概ね好評の意見をいただいているようでありまして、斑鳩町の観光振興に大きく貢献していただいております、我々行政としても感謝しておりますのでございます。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ありがとうございます。今、お聞きしますと、町財政難の折、町内の福祉、環境、教育、観光等各方面にわたってご活躍いただいているのをお聞きしまして、ありがたいことといたしますか、うれしいことといたしますか、まことに頭の下がる思いがいたします。

ただいまの答弁の中で、住民の方がボランティアとして町の事業にかかわっていただくことにより、行政がより住民の身近なものとなり、また住民の多様な社会的ニーズにも対応出来ることが出来るようになるとか、ボランティア活動を通じて人を思いやる心が育まれ、人にやさしいまちづくり、活気のあるいきいきとしたまちづくりが出来るのではないかとおっしゃっておられました。まことにそのとおりではありますが、お聞きしたボランティア活動の大半が専門的知識の必要なものであると思います。また、息の長い活動はもちろんのこと、広域的な行動をとらなければならないものもあると思いますし、色々な世代の男性、女性が活動されておられます。行政の手の回らないところのフォローもありましょう。後ほどお聞きしますが、今、流行っている登下校時の安全点検パトロールもその一つでしょう。過去には、松枯れ対策の一環として、植樹ボランティアを募られたこともありました。これらは斑鳩町を愛する一人ひとりの自主的な意欲で主体的に行われる活動であり、ボランティア活動の自主性を損なうことなく、より参加し活動しやすい環境づくりを進める支援を今後ともよろしくお願いいたします。

ところで、観光ボランティアに関してちょっと耳にしたことがございます。観光ボランティアのガイドさんが、自分の案内している人によく見てもらおうとだとは思いますが、すけれども、ほかの観光客が観光している場所に割って入って、自分が案内している人に説明を始めるとか、静かに観光したいのに無理に案内ガイドを買ってでられたとか、そのような苦情を受けたけれども、観光ボランティアとは一体何の集まりかと、法隆寺のお寺に従事しておられる方々から尋ねられたことがありました。町はそういうことを耳にされたことがありますか、お尋ねします。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 町の観光行政の担当の窓口の方に、そういう苦情が寄せられたということは聞いてはおりません。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 聞いたことはないということなんですけれども、善意でやっているボランティアですから、善意が前面に出過ぎてそのようなことになったとは思いますが、そしたらそれ以外に町が把握しておられる苦情等についてお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず1点として、法隆寺の受付の担当の方から聞いてい

るのは、ボランティアの方が無料の入場券を持っておられ、自由に出入りをしておられる。その中で、見方によれば、我が物顔で自由に観光客の案内をしているというふうにかがえるというのが1点。それと、団体の観光客があつて込み合う状況の時に、逆のコースで案内をされてることがあるというのが1点です。そして、閉門時間を少しおくれるようなこともあつたというふうなことも聞いております。また、法隆寺の方から、これは受付じゃなしに法隆寺の方からですが、昨年に団体客を幾つかのグループに分けて案内をされた。そういったことから、各入場の場所において、グループが分散しておりますので、入場のチェックが出来ずに困っておつた、こういったことを観光協会の方から伺っております。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 色々お聞きになっておられる、その中に、先ほど私が聞いたことを申し上げたことも入っているのではないかなとは思いますが、色んな苦情が出ているということで、例えば姫路城へ観光に行った人がお城で悪い印象を持ったとして、その人の感想は、何や、あの姫路城はというよりも、何や、あの姫路はという感じを持たれるんではないかなと。例えば、水前寺公園へ行って悪い印象を持たれたら、何や、あの水前寺公園ではというよりも、何や、あの熊本ではというふうな感想を持たれるんではないかなと、さように思います。先ほども、好評をいただいていると、また斑鳩に来たいと、法隆寺に来たいやなしに斑鳩に来たいという感想を述べられたと。そういうふうに、法隆寺に観光に来られて悪い印象を持ってかえられた方でも、法隆寺に対してよりも斑鳩に対して悪い印象を持ち続けられるんではないかなと。その観光地やなしに観光地のある場所についてそういう感想を持たれるんではないかなと、そういうふうな思いがいたしております。

また、先ほどもおっしゃっておられたように、大体の観光客には好評な部分もありますが、法隆寺の観光案内ボランティアの方々には、法隆寺の専門的知識と、法隆寺を愛することも必要でしょうが、斑鳩をも愛してもらうことが必要条件になるのではないのでしょうか。今、観光ボランティアの方々のうち、町内、町外の方が何名ずつおられるのかはわかりませんが、我がまちを愛するという一般常識から言いますと、観光ボランティアの基本は、斑鳩町内在住の方からをとというのも一考ではないかと思ひますし、恐らく勉強会等を開いてはおられるんだとは思ひますけれども、法隆寺、お寺の知識だけでなく、案内人としてのマナー等も身につけていただくことも重要ではないでしょうか。

また、必要に応じては、町とお寺が認めた人たちだけを正式な観光ボランティアとして認証するとか、もちろんこれは町が認めた人たちをお寺側も自動的に認めると、そういうふうな形になると思うんですけども、とにかくこれからの斑鳩町の観光を盛り立てていく上で、色々方法を考えていかなければならない時期なのではないでしょうか。ただ単に働きかけていくのではなく、積極的な関与をし、観光のまちとしての斑鳩をつくり上げていただくことを期待しまして、次の質問に移ります。

防犯に関してです。

過日、私が住んでいる地域で、朝パトカーが緊急態勢で集結し、ある家に入っていました。何事かと近所の人たちが集まり見守っていましたが、その家の家族の1人が殺されていることがわかり、皆一様に目を合わせ、強盗による殺人ではないだろうかとささやき合ったものです。これは、最近空き巣や強盗未遂事件があったからですが、そこで斑鳩町の防犯体制についてお伺いします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当町の防犯体制のことについてのご質問でございますが、本町といたしましての防犯の取り組み状況は、平成9年に制定いたしました斑鳩町安全で住みよいまちづくりに関する条例に基づきまして、生活の安全に関しまして、住民の方の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図り、安全で住みよいまちづくりの実現に向け、斑鳩町生活安全推進協議会をはじめ西和警察署、地域安全推進委員会などの関係機関と連携を図り、地域防犯対策の取り組みを行っているところでございます。

その主な取り組み内容といたしましては、町と生活安全推進協議会の主催によります軽犯罪や暴力犯罪をなくすための「町民の集い」の開催、これは年2回でございますが、をいたしております。児童生徒が犯罪に巻き込まれないための春休み、夏休み、冬休みの期間における町内の巡回活動、JR法隆寺駅やスーパー等での防犯街頭啓発を行い、地域の防犯意識の向上を図っているところでございます。また、「こども110番の家」や「SOSネットワーク」などの地域防犯のためのネットワークづくりを進め、自主防犯意識の高揚を図ると共に、地域防犯力の向上と犯罪の抑止に努めているところでございます。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 色々啓蒙活動を行っていることをお聞きし、ありがたいことだと思います。年末などは、斑鳩町内の各自警団の方々も警ら活動を行っておられること

をよく耳にいたしますし、また幸進町自警団では、自前の看板を作成し、自治会員に防犯を呼びかけ、また自治会内を巡回され、防犯に努力されていることも知っております。

しかしながら、住民、町民だけの防犯意識だけでは、限度があるとも思います。よく、西和署に行くほどの用事でもないのに、地元の駐在所に行くのだが、警察官が不在の時間が多くどうしたものかという声を聞きます。全国的にもそうなのですが、奈良県も警察官の人数は、標準設置数というんですかね、住民数に応じた配置人数よりも約200名ほど少ないとも聞いております。防犯の充実は、啓蒙だけでなく、警察力があってなされるものだと思います。町内の交番、駐在所には常時警官を駐在していただきたいと思いますが、町のご見解をお聞かせください。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ただいまおっしゃっておりますように、県内の各警察署への警察官の配置につきましては、各警察署における人口の比率、犯罪発生率、交通事故発生件数等を勘案して、県警本部におきましてその配置を決定されていると聞いておるところでございます。

しかし、西和警察署管内の住民からの警察官の配置増員を希望する旨の要望等があれば、西和警察署におきましても、このことを考慮に入れまして、そういった機会あるごとに県警本部へ申し入れも行っていくということも聞いております。

町内での犯罪発生件数は、全体件数は減少しておりますものの、侵入窃盗、車上ねらいといった、住民の方が身近に不安を感じる犯罪は、後を絶たない現状でございます。そのような中で、事件・相談等により交番、駐在所を訪ねても、警ら中の事件・事故等の処理により警察官が不在の場合があります。

このようなことから、本町といたしましては、西和警察署に対しまして、県内各所に配置される警察官の増員の枠がある中で、出来る限り当町への人員の配置の増を考慮していただくようお願いしているところでございます。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ありがとうございます。人員不足の中、西和警察当局も色々ご腐心いただいていることは十分承知しておりますが、ぜひともご配慮をいただくようお願いしていただきたいと思います。

次に、学力低下についてお聞きします。

さきの新聞報道で、日本の子どもの学力低下が大きく取り上げられました。これは、

今さら別に驚くべきことではなく、私がPTAに関係しておりましたころから感じていたことなのですが、この学力低下についての町の見解をお伺いします。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学力低下の問題でございますが、2003年、平成15年に実施されました経済協力開発機構、あるいは学習到達度調査で、日本の過去の順位から大幅に低下したと、こういうことで、学力低下について最近クローズアップされたところでございます。義務教育が修了する15歳、高校1年生の生徒たちですが、これが参加したテスト結果が今申し上げましたように発表されまして、その結果が前回より下回ったということございまして、これについても新聞等で私も見させていただいて、承知いたしているところでございます。

この2つの実施機関につきましては、知識、理解そのものではなくて、その活用力を問うもので、例えば図表を示し読み取る力を求めるなど、知識の量より活動能力を高めるねらいがあります。今、情報化が進むこれからの社会では、自らの知識と可能性を発達させ効果的に社会に参加する力が必要になってまいります。そうしたことから、急速な社会の変化に対応出来る力の育成を模索する中で生まれた先進国型の学力観とっていいのではないかとこのように思っているところでございます。

この学習到達度調査では、日本は多くの領域におきまして上位を占めていますが、残念ながら読解力が今までに見られない悪い結果になっています。また、生徒の学習意欲の低下、あるいは宿題や自分の勉強する時間の低下等の生徒の学習意欲が世界的に見て低下していることが問題視されているところでございます。こうした状況であるというふうに認識をいたしております。

生きる力の育成を目指しまして、平成14年度に学習指導要領が学力観を先進国型へ切り替える形で改正されまして、各教科学習の内容や時間を大幅に削減いたしまして、総合的な学習の時間等が新設されたことによりまして、各学校で学校行事を精選しながら、学習方法を工夫し、学力の向上に努めているところでございます。

教育委員会といたしましては、このような状況を十分かんがみながら、現行の学習指導要領の枠内で工夫し、また時代の潮流を十分踏まえまして、教職員の意識向上に努めていかなければならないというふうに考えています。そしてまた、総合的な学習の時間等を活用いたしまして、斑鳩町内でのいきいき体験学習や、あるいは福祉体験学習など、地域の豊かな人材によるご指導やご協力を得ながら、将来の斑鳩町を担う人材を育成し

なければならないというふうに考えているところでございます。

また、17年度から実施いたします小中一貫教育では、「わたしたちは、聖徳太子ゆかりのまちに住むことを誇りとし、『和』の精神を尊び、明るく豊かな郷土をつくる」という斑鳩町町民憲章の精神を基本にいたしまして、斑鳩の郷土を愛し、人権を尊重する心の教育に努めることによりまして、児童生徒の学習意欲の向上を目指しているところでございます。

さらに、現在実施しています朝の読書活動等の時間も十分活用いたしまして、学力向上の基礎になるように、図書の充実を図りながら、児童生徒の読解力の向上にもなお一層努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ありがとうございます。今の答弁をお聞きしておりますと、読解力の低下、生徒の学習意欲の低下、宿題や自分の勉強する時間の低下、総合的な学習の時間、学校5日制の実施が重なり、各学校行事を精選しても、学力を今までどおり維持していくことは難しいであろうと、問題点を指摘していただいて把握しておられると思います。

先日の国会でも、中山文部科学大臣が、地方へ行ってよく耳にすることは、子どもたちが学校へ来たがっている。学校へ来て休みたがっている。学校は子どもたちの休息の場であり遊びの場になっている。家に帰れば塾へ行って勉強しなければならないからだ」と先生方に訴えられた。学校で遊んだり休息したりして、家庭に帰り塾で勉強する、これでは本末転倒ではないのか。これらは、学校での学習時間の減少に伴い、学力低下の不安により塾へ通わず保護者が急増してきて、子どもたちにより大きな負担を負わせているあらわれであろうと発言されています。

私は、教育の基本は、道徳と読み、書き、そろばんだと考えている一人です。道徳で公共心を養い、読み、書きで読解力と表現力を養い、そろばん、すなわち算数、数学で物事の論理性を養う基礎になっていくと思っています。

平成15年の9月議会において、私は学力低下を心配する全国各地の教育委員会の取り組みを紹介しました。現在ではもっと多くの教育委員会が取り組んでおられるであろうと思います。

先ほど、朝の読書活動を実施されているとのことでしたが、その成果はどのようなのか。また、読むことだけでよいのか。教育の基本である道徳、読み、書き、そろばんを念頭

にもっとほかの取り組みは出来ないのかななどを一度検証していただき、より効果的な斑鳩町教育委員会独自の取り組みを期待するものであります。美辞麗句だけでは保護者は安心出来ません。何よりも行動でもって児童生徒を育成して行ってください。お願いいたします。

それでは、次に、児童生徒の安全についてお伺いします。

昨年の奈良女子児童誘拐殺人事件以来、登下校時の安全が叫ばれ、寝屋川の教師殺傷事件からは、再度学校内の安全が叫ばれていますが、このことについての町の見解をお伺いします。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 児童生徒の安全対策についてということでございますが、子どもたちの学校内での安全確保につきましては、それぞれの学校で危機管理マニュアルを作成いたしております、それに基づきまして現在対応しているところでございます。

小学校では、各学校とも登校時には各学区ごとの集団登校を行っておりますし、これは以前から行っております。また、奈良市の女児殺害事件以降、下校時におきましては、学年ごとの一斉下校を行っております、そしてまた教職員の先生方が校区内の見回りを行い、子どもたちの下校時の安全確保に努めているところでございます。

設備面につきましては、幼稚園、小学校の校門に防犯カメラ、あるいは各教室には赤色灯と連動した警報ベルを設置いたしております、また来校者には、学校に勤務する者が声かけをしながら、子どもたちの安全確保に取り組んでいるところでございます。

また、子どもたちに対しましては、防犯教室を、県警サポートセンター、あるいは西和警察署の協力を得まして開催をいたしまして、学校によっては教職員を対象に不審者侵入の防犯訓練を実施し、学校の安全確保の徹底指導を行っているところでございます。

さらに、学校、PTAや、あるいは地域住民の皆さんの協力を得まして、自転車等による巡回パトロールのステッカーや腕章等を装着しながら、町内を巡回し、防犯活動に取り組んでいただいているところでございます。

また、子どもたちの登下校中通学路の安全確保につきましても、学校の夏期休業中に行政、学校、あるいはPTAの皆さんと共に、通学路の危険箇所を点検するために、通学路安全点検を実施いたしまして、通学路の危険箇所の早期発見及び危険箇所の改善に努めているところでございます。こうした通学路の改修が必要な箇所につきましては、以前にもお答え申し上げましたけれども、担当課を通じまして関係機関とも協議を行い、

改修出来る箇所から実施してまいっているところでございます。

また、通学路の安全点検だけでなく、子どもたちにとって危険と感じられる場所におきましても、今後とも引き続き安全指導を徹底しますと共に、通学路の安全点検にも努め、子どもたちを危険から守り、より安全で安心して学校に通えるまちを目指して取り組んでまいりたいというふうに考えておりますし、また安全安心メールの実施によりまして、より地域の皆さん方共子どもたちを守る連携を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 私も車に巡回パトロールのステッカーを積んでいる一人なんですけれども、町教育委員会としまして、各方面の協力をいただきながら色々ご努力いただいておりますが、不審者対策に100%ということはありません。常に危機管理意識を持っていただいて、児童生徒の命の安全のために、なお一層のご努力をお願いするものであります。

ところで、学校内や学校外で、不審者というか、暴漢によって傷つけられることと、登下校時に交通事故、車により傷つけられることと、結果としては児童生徒の命の安全が脅かされるという点で同じだと思うんですけれども、不審者対策には校内外で早急な対策がなされている。しかし、先ほども安全点検で危険通学路については順次改修しているということなんですけれども、狭隘な危険通学路に対してはほとんど対策がなされておらず、ずっと同じ状態が続いていると。もちろんこれは土地所有者の方との関係が大部分でしょうが、では今までどのような対応をしてきたのか、一月に1度、または半年に1度所有者の方と話し合いに行かれたことがあるのかどうか、今回はそういうことはお尋ねはしませんが、危険を承知で放置されている状態にあることに変わりはありません。不審者、暴漢者だけが子どもの命を安全を脅かすものでないことを再認識していただきまして、不審者対策で見たような素早い行動を、危険通学路解消のために発揮していただくことも教育委員会の使命であることを肝に命じて、関係機関に強く強く働きかけ続けてもらいたいことをお願いしまして、私の今回の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、1番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

続いて、3番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） これより通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず1番目の、発達障害に対する支援体制の整備についてであります。以前にもこの発達障害につきまして、一部の部分に特定いたしまして質問した経緯がございます。今回は、発達障害者支援法成立に伴いまして、それに関連しての質問ということでさせていただきます。

発達障害は、低年齢であられることが多く、文部科学省の調査では、小中学生全体の6%に上る可能性があると言われておりますところから、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害、アスペルガ症候群等など、発達障害への対応が緊急の課題となっております。

昨年12月、発達障害者支援法が成立し、ことし4月から施行されます。同法には、地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見や支援などについて必要な措置を講ずるよう示されています。

発達障害に対しては、幼児期から学齢期、就労まで一環した支援が必要です。そのためには、教育、福祉、保健、就労などの関係機関と連携し、一人ひとりの状況に応じた個別指導を行うなどの対応が必要となってきます。国は、都道府県ごとに発達障害支援センターを設置するとしておりますが、よりきめ細やかな支援対策を実施するには、各自治体の役割は極めて重要であり、支援のネットワークづくりが求められています。

そこで、この点を踏まえて2点についてお伺いいたします。

まず、1点目の現在における発達障害者への支援体制についてであります。当町においても支援の措置が行われてきた経緯がございます。その現状についての取り組みをお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 町の取り組みの現状についてのご質問でございます。

現在、町の方では、1歳6カ月児健診とか3歳児健診におきまして、発達におくれが見受けられます子どもさんにつきまして、医療機関やこども家庭相談センターの紹介とか、臨床心理士によります個別相談等によりまして、幼児相談や心理相談への継続的な受診を勧めまして、保護者の育児不安を解消するための保健相談、指導に努めているところでございます。

また、町が実施をいたしております療育教室におきましても、就学前の心身の発達等に心配のある子どもさんに対しまして、遊びを通して身体の発育や知的活動、情緒の安定等の調和的発達を促しながら、保護者との連携の中で、養育、療育や就園、就学に向けての指導、援助を行っているところでございます。また、特別な支援を必要とする子

どもさんにつきましては、子育て支援に関します会議におきまして、福祉、教育、保健の関係各課はもちろんのこと、関係機関での事例検討も行いながら、連携を図って対応をさせていただいているということでございます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 先ほども申しましたように、発達障害者が今後ふえるという状況下であって、またその対策として早期発見、またその支援をしていく、一番大事なポイントなんですけども、今現状を聞かせていただきまして、これから、今、言いましたように、早期発見、早期支援ということに重きを置いた場合において、今、改善されようとしているのがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今のところ、平成17年度から、現在実施をいたしております1歳6カ月健診とか3歳児健診の中で、要観察児の心理相談の機会というのを、現在年6回を実施をさせていただいて、相談等に当たらせていただいております。これを17年度から年8回の相談機会という機会を設けさせてもらって、1歳6カ月児、もしくは3歳児健診での要観察児の対応を充実をさせていきたいなというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 努力されて前進されていると思うんですけども、これからもっと充実の方向へよろしく願いいたします。

その延長線上にあるのが次の2点目のことになるわけですけども、今後の支援体制の整備についてということであります。先ほども申し上げましたように、本年の4月から発達障害者支援法が施行されることから、今後の自治体における取り組みが重要であります。特に、この支援法の目的は、発達障害者の心理機能の適正な発達と社会生活の促進のために、発達障害の症状の発見後出来るだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であること。また、発達障害者の自立、社会参加を助け、生活全般にわたる支援を図ることを目的とするものです。したがって、今後支援法施行後においてどのような取り組みをされるのか、次の6項目についてお聞きしたいと思います。

まず1つ目、町が関係機関と連携して支援体制を整備する際に、何らかの財政支援を講じることについて。2つ目に、発達障害の早期発見に向けて、乳幼児健診の充実と新たな児童健診制度や就学時健診制度の確立について。3つ目に、保育園、幼稚園、放課

後児童健全育成事業における発達障害児の受け入れと指導員の養成、配置について。4つ目に、発達障害者のための雇用支援コンサルタント・相談員等の配置について。5つ目、専門医の養成並びに人材の確保について。6つ目、発達障害児への理解の普及、意識啓発について、以上6項目、支援法施行後の取り組みであります。これは県ないし国との連携のもとにあってなされるものであります。このことについてお伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 1点目の財政的な支援を講じることという関係でございます。

質問者もご承知をいただいておりますように、17年の4月に発達障害者支援法というのは施行されることになっておりまして、その中で発達障害者につきまして定義と法的な位置づけが明確になっております。乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援体制の推進が図られ、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する部局の連携により支援を行うことになっております。

平成17年度におきまして、質問者も言われてますように、県におきまして、発達障害者の支援に関する検討委員会をスタートさせるということを知っております。また、平成18年1月に、自閉症・発達障害支援センターを設置するに当たりまして、奈良市にあります知的障害児福祉施設の仔鹿園に業務の委託も行うという予定であるということも知っております。

今後の町の取り組みでございますけれども、1つ目の関係機関と連携して支援体制を整備する際の財政的な支援につきましては、発達障害者を支援するために行います民間団体の活動の活性化を図るような配慮をしていくという考え方でございますけれども、町が民間団体への財政支援を行った場合に、現在のところは、国や県の補助は、ご承知をいただいておりますようにございませんので、町単独の事業になってくるというふうに認識をいたしております。こういうことから、国や県に対しまして財政的な支援を要望して、また支援を行う団体についての現状も把握する中で、そういう国や県への働きかけをしてまいりたいと、このように考えております。

次、2点目の発達障害の早期発見についてでございますけれども、この件につきましては、午前中の質問者にもお答えしたと重複するかも知れませんが、ご了承をいただきたいと思います。

乳幼児の健診の充実と新たな児童健診制度ほか、就学時健診制度の確立につきまして、現在、質問者もご承知をいただいておりますように、母子保健法に基づきまして、1歳6カ月児健診と3歳児健診というのがございます。これを実施する際に、保健師が発達の状況を問診し、発達障害の早期発見に努めているところでございます。観察が必要となった子どもには、保健師によります保健指導のほか、臨床心理士によります個別相談を受けていただきまして、その子どもの特性を明らかにして、かかわりを含め、これらの保護者の子どもへの理解を深めていただいているところでございます。また、乳幼児健診におきましては、平成17年度から、先ほどもお答えをさせていただきましたように、心理相談の回数を1歳6カ月、3歳児共に6回から8回に増加をいたしまして、相談機会の充実に努めていこうという考えでおります。

また、今後もこれらの受診率を高めるよう啓発に努めてまいる考えでございますけれども、早期発見ということもございますけれども、朝の質問者にもお答えさせていただきましたように、3歳児と3歳6カ月児では、その6カ月の間で、その子どもが発達するというのが急速に発達をしていくということもございますので、その辺も見極める中で、また5歳時の健診というようなことも、全国でも取り組んでおられる自治体もあるということも聞いているところでございますので、それらも研究をして参考にさせていただければなど、このように思っております。

3点目の保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業における発達障害児の受け入れと指導員の養成、配置についてということでございます。

現在、保育園におきましては、障害児保育事業を実施しているというのは、質問者にもご承知いただいているところでございます。この事業につきましては、たつた保育園におきまして、5歳児で1名、そして2歳児で1名の合計2名の子どもさんをお預かりをしております、障害のある子どもさんの保育に当たっているところでございます。また、一人ひとりの障害の種類とか程度が違いますので、それに応じた保育も必要でありますことから、家庭、主治医、関係機関等との連携も密にいたしまして、必要に応じて専門機関からの助言を受けながら発達障害児への支援を行っているところでございます。

また、障害のない子どもや保護者に対しまして、障害に関します正しい認識が出来るような啓発もあわせて行っているところでございます。

就学時におきまして、幼稚園、保育園との連携によります就学指導委員会によります

相談等も実施をいたしております、それと共に就学時健康診断を実施する際に、発達障害の早期発見にも努めているところでございます。

学校教育におきましては、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象ではなかった軽度発達障害も含めまして、支援の必要な児童生徒に対しまして、その一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育とか指導を通じて必要な支援を行っております。平成19年度から導入を予定されております特別支援教育におきましては、軽度発達障害も含めました特別に支援の必要な児童生徒が、出来るだけ普通学級の児童生徒と交流しながら、必要な時間のみ特別の指導を受けることになる予定というように聞いています。

現在、斑鳩町におきましては、学習障害の注意欠陥、多動性障害、高機能自閉症等も含めまして、障害のある児童生徒の就学に際しまして、就学前から就学指導委員会等におきまして、保護者と関係者が子どものためによりよい教育の場を十分検討をいたしているところでございます。また、就学後も、担任、養護教諭、保護者との連携を図りまして、学年や学校が替わる時にも、新旧の担任の先生や関係者の間で情報が適切に引き継がれるようにも努めているところでございます。

今後も、学校、教育委員会、福祉、保健との連携を一層深めながら、障害のある子どもを抱える保護者への支援とか相談体制の充実に努めたいと、このように考えております。

次、4点目の発達障害者のための雇用支援コンサルタント・相談員等を配置する件でございます。

この件につきましては、県が設置をいたします支援センター内に、相談支援を行う職員の配置も行うことということで聞いています。町といたしましては、今後この県の支援センターの活用も含めまして、支援体制等の取り組みについて検討をさせていただきたいと、このように思っております。

次、5点目の専門医の養成並びに人材の確保に努めるという件でございます。

発達障害者の診断につきましては、専門の知識が必要となってまいりますことから、専門医が少ないということと、その確保及び育成について国、県へ要望をしております。また、保健指導を行います保健師や発達支援に携わります関係各課の職員が、障害者に関する情報収集や研究に努めまして、そういう知識の研さんに努めてまいりたいとも考えているところでございます。

6点目の発達障害者への理解の普及と意識啓発を推進するという件についてでございます。

県や関係機関との連携を図る中で、保健、福祉、教育等の関係各課が協力いたしまして、町民や関係団体への制度の理解とか啓発等の周知を行ってまいりたいと考えているところでございます。発達障害者の方への支援に向け、支援体制の充実につきましては、財政的な面も含めて国、県に要望を行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 発達支援法の要綱の中にこのように書いてあるんですけども、児童の発達障害の早期発見等について、都道府県は市町村の求めに応じて児童の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言、その他の市町村に対する必要な技術的援助を行うと、こう明記されてあるわけですけど、先ほどこの中にありましたように、市町村の求めに応じて県は、国は、また技術的に援助を行うということですので、町側としても、県に、また国にどしどし要望を訴えて、また今挙げました6項目に対しての今後の成就に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

発達障害に対する正しい理解を広げるための住民への啓発はもとより、支援法の目的に沿った早期発見、早期支援のための支援体制についての積極的な取り組みに期待し、また要望をお願ひしておきまして、この項については終わらせていただきます。

次、2番目の質問に入ります。

学校安全対策についてであります。先ほども質問がございました寝屋川市の小学校で起きた教師殺傷事件を受けて、全国で学校の防犯対策の再点検が行われています。学校の安全対策が進む中、このような痛ましい事件が起きたことはまことに残念でなりません。大阪府教育委員会によると、今回事件が起こった寝屋川市は、熱心に学校安全対策に取り組んでいたとのこと。しかし、事件のあった小学校では、当時正門など2カ所は施錠されておらず、監視カメラのモニターを誰も見ていなかった。過去の事件でも同様の事実が指摘されております。防犯の基本を実行することの出来ない現場の事情があるように思われます。このことから、モニターなどの機械による警備だけでは不十分なことが明らかになってきており、来訪者への対応を含め、人的体制の強化を図ることが今後必要であると考えます。

また、昨年6月の定例会の一般質問において、不審者から児童を守るためには、人的な体制が犯罪に対する質的な抑止力としての効果があり、学校周辺地域の防犯意識の向上につながるとの考えで質問をさせていただき、このことについて教育長は、協力をいただけるボランティアの課題もありますが、子どもの安全を考える上で、PTA、子ども会等に呼びかけながら相談してまいりますとのご答弁をいただいております。

そこで、この点を踏まえて2点についてお伺いいたします。

1点目のスクール・ガード（学校安全警備員）の配置について。今回の事件を受けて、ある地域において、小学校への安全警備員配置の要望が高まっております。このことから、当町においても人的強化を図るためのスクール・ガードの設置が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 近年の学校への不審者の侵入ということで、色々事件が起こっていることは承知いたしております。また、先日の寝屋川事件以来、大阪府の方では、17年度から公立小学校、全小学校に警備員を配置すると、こういった報道をされることも承知をいたしております。警備員の配置につきましては、その効果、あるいは必要性について理解いたしているところでございますが、現状ではやはりなかなか難しい問題がございます。財政的なものも1つでございますし、またその他の諸問題もあるというふうに理解をいたします。そうしたことから、警備員を配置するという事は、現在のところ難しいというふうに考えております。

そうしたことから、今も質問者もおっしゃっていただいておりますように、以前にもボランティアのことを申し上げていたわけですが、新年度より住民の皆さん方からのご協力を得まして、学校安全ボランティアとしての住民の方々のご協力を得て、学校の危機管理の充実に努めていきたいというふうに考えております。また、そうした学校の安全確保についての検討もあわせて行っていきたいというふうに考えているところでございます。

こうした事故につきましては、誰もが安心出来るまち、あるいは安全な学校を創造していくための方策といたしましては、ただ警察や他人任せだけではなしに、やはり子ども自身、あるいは大人も住民の一人ひとりがやはり防犯意識を持って対応することが大事ではないかなというふうに思っています。自分の身は自分で守るという意識を常を持ちながら、地域住民の皆さん方と一体となった防犯意識づくりが強く求められていくの

ではないかなというふうに思っております。そうしたことを常に自覚して行動することが必要であるというふうに考えているところでございます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 新年度より学校安全ボランティアを募るということで、一步二歩前進したかなと思うわけなんですけども、そのボランティアを募るということについてなんですけども、そのボランティアの対象となる方の基準、またその規定ですね、どのように定められていくんかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） ボランティア募集についての要件と申しますか、そういうことでございますが、ねらいはやっぱり学校に通う子どもたちの安全を今よりもより強化するためにボランティアの協力をいただける方を募集していきたいというふうに考えているところでございます。

内容といたしましては、学校内の警備、あるいは巡回等を考えているところでございます。また、そのほかにもボランティアとしてご協力いただく内容が色々あるわけでございますが、そうしたこと。あるいは、そうした募集内容につきましても、あるいは募集条件、あるいは保険等といったことにつきましても、今後十分そうした内容の精査を行いまして、町内の在住者の方で、子どもたちを危険から守りたいと、あるいは守ってやろうと、そういう熱意のある方をお願いをしてみたい、募集をしてみたいというふうに考えております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今回ボランティアを募るという目的というのは、最終的には子どもを守るということにあるわけなんですけども、ボランティアの方を募った中において、やはり一番優先されるというんですか、例えばOBの警察官であったり、また以前に警備の心得があったり、またそういう実質的な面に長年勤務していたという方々がその対象になってくるのではないかなと思います。警備上のポイント、また不審者への対応について、今後ボランティアをされる方について、研修等具体的な内容をもって町としてはそれをカバーしていただきたいと思えます。

次に2点目でありますけれども、不審者侵入後の対処法ということについてでありますけども、学校の安全対策は不審者の侵入を防ぐなどの予防的なものだけでは十分でない。侵入後の対処法についても、十分準備をしていかなければなりません。そこで、不

審者が侵入してきた場合の対処法をどのように町としては考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 不審者の侵入についての対応はどうかというご質問でございますが、まず子どもたちをどう守っていくのか、またその場からどう安全に子どもたちを避難させるのがやっぱり重要な初動対応ではあるというふうに思っているところでございます。そのためにも、各学校で策定いたしております危機管理マニュアルを徹底し、また見直すべきところがあれば見直していかなければならないというふうに思っているところでございます。

どの学校におきましても、児童生徒及び職員の安全確保を最優先といたしまして、冷静でかつ慎重な素早い避難行動をしつつ、現状判断の上で、防犯ベル等で近隣教職員に救援を要請する一方、警察・教育委員会等への連絡を行い対応していくよう取り組んでいるところでございます。

子どもたちに対しましては、県警のサポートセンターや西和警察署の協力を得まして防犯教室を開催いたしまして、さらなる危機管理意識の向上を促しながら、命の大切さを学び、自分の身は自分で守るように指導に努めているところでございます。また、教員におけます不審者等の侵入を想定いたしまして防犯訓練等を実施し、防犯意識の向上に取り組んでいるところでございます。

また、学校、PTAや地域の方々が協力いただきまして、子どもたちを不審者等から守るために巡回パトロールをしていただいているところでございます。登下校中におきます子どもたちを見守っていただき、犯罪の抑制に協力いただいております。大変感謝いたしているところでございます。こうした多くの住民の皆さんの協力を得ながら、斑鳩町の子どもたちから危険を取り除き、安心して暮らせるまちを目指して取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 侵入後の対処法を具体的に今後検討していくということでご答弁いただいたわけですが、その中で危機管理対応マニュアルというふうな、今、言われてましたけど、その中に、不審者侵入時における対策、内容等が書かれてあるのかということを確認したいと思います。

○議長（浅井正八君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 不審者の対応ということでございますが、それもその中に入れさせていただきます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） そうすれば、今後、その内容というんですか、その見直しということになってくると思うんですけれども、一番大事なポイントだと思うんです。不審者侵入に対しての対応するということが、一番大事になってくると思うんです。そういう中において、やはり侵入時における緊急マニュアルというんですか、危機管理対応マニュアルは置いていて、別個にそういった緊急対応マニュアルということを作成されてはいかかかと、これは私の提案ではありますけれども、そういったことを今後考えていただいて、地域ぐるみの体制のもと、先生と子どもが安心して教育活動、また授業に取り組めるように最善の努力をお願いいたします。

次、3番目に入りたいと思います。

災害備蓄品の現状と住民への周知についてであります。地震災害、または風水害による家屋の損害、浸水等によって避難が必要となった場合、住民を臨時に収容する避難所を開設し、住民に対して緊急物資の供給がされます。食糧、生活必需品は、備蓄物資及び協定業者からの調達により確保されることになっている。実際に住民の方が、備蓄の保管場所、物品等についてどの程度ご存じなのかわかりませんが、少なくとも避難後の支援や対応が事前にどのようになるのかを知っていれば、有事の際にはスムーズに事が運び、また住民は安心を得ることが出来ると思います。

そこで、この点を踏まえて3点についてお伺いいたします。

まず、1点目の災害備蓄品の保管場所についてでありますけれども、どこに保管され、どのような基準でその場所を特定されたのか、お伺いいたします。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 災害備蓄品の保管場所についてでございますが、乾パン、アルファ米といった非常食をはじめ、毛布、飲料水の袋といった災害備蓄品の保管につきましては、各施設の保管場所のスペース等といった施設の状況と町域の全体的なバランスを見る中で、防災倉庫、これは旧の第1分団の屯所でございます、それと消防コミュニティセンター、法隆寺消防センター、斑鳩東小学校の4カ所におきまして現在保管を行っているところでございます。

なお、昨年10月に奈良県において発表されました第二次奈良県地震被害想定調査報告書の中で、県内市町村の被害想定の見直しが行われております。本町におきましては、その避難者数の被害想定が、これまで最大約3,000人から約8,700人に増加するとされておりまして、本町におきます災害備蓄品の数量の増強も必要となりますことから、現在の保管場所の空き状況と各施設の状況も再度調査し、町域全体のバランスを踏まえ、保管場所の見直しも行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 保管場所が4カ所ということでは、避難場所については、20カ所あるとは思いますが、避難場所のすべてに災害備蓄品を保管するという点について、町はどのように考えられておられるのでしょうか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町が指定しておりますすべての避難所施設に災害備蓄品を保管することは出来ないかというご質問でございますが、本町といたしましては、奈良県において作成されております奈良県地震被害想定調査報告書の中で想定されています、本町における避難者数、先ほど申し上げましたが、避難者数をもとに備蓄数量の目標を定めているところでございます。

例を挙げますと、非常食でしたら、斑鳩町における避難者の想定数、約3,000人の1日分3食として約9,000食を目標とし、これまで備蓄を行ってきており、現在、約1万1,000食の備蓄を行っているところでございます。

また、町の避難所施設の指定状況を申し上げますと、災害の発生状況、特に地震対策を考慮し、避難所施設20カ所全体で、避難想定数を上回る最大で約2万1,000人分の避難所施設の確保を行っているところでございます。

このことから、仮に全ての避難所施設に災害備蓄品の保管を行った場合、災害の発生状況により、避難所施設により災害備蓄品の過不足が発生し、避難されている方への備蓄品の円滑な供給に支障が出るのが予想されますことから、拠点施設としての一定の保管場所を定め、災害発生状況により各避難所施設に避難されている方の人数を的確に把握し、備蓄品の円滑な供給に努めてまいりたいと考えております。

なお、避難場所と災害備蓄品の保管場所が同一施設を利用することも可能な施設も現在ありますことから、今後、先ほど申し上げました、検討をする中での、備蓄品の円滑な供給に支障が出ないところがあれば、そういったことで利用してまいりたいと考えて

おるところでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） よくわかりました。

次に、2点目の災害備蓄品の種類と数量についてであります。どのような食糧なのか、またその数量、賞味期限についてお聞きしたいと思います。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 災害備蓄品の種類と数量等についてのご質問でございますが、現在、災害備蓄品の種類につきましては、非常食といたしまして、乾パン、アルファ米をはじめ、毛布、飲料水袋、ビニールシートの5品目の備蓄を行っております。

数量につきましては、現在、乾パンが6,400食、アルファ米が4,650食、非常食の計といたしまして1万1,050食、その他毛布は910枚、飲料水袋、これは10リットル袋でございますが、これが1,000袋でございます。ビニールシートについて、300枚の備蓄を行っているところでございます。

備蓄品の数量につきましては、先ほども申し上げました、奈良県におきまして取りまとめされております奈良県地震被害想定調査報告書、これは平成9年の3月の取りまとめでございますが、の中で想定されました斑鳩町におきます避難者数、約3,000人分の1日分3食、計9,000食の食糧を目標に町の方では備蓄を行ってきたところでございます。

なお、昨年10月には、第二次の奈良県地震被害想定調査結果報告書が県において取りまとめされ、その中で県内の市町村の被害想定の見直しも行われ、本町におきましては、先ほども申し上げましたように、最大が8,700人と想定されているところでございます。

このことから、町の備蓄数量につきましては、整備計画の見直しを行い、これまで備蓄を行ってまいりました、アルファ米、乾パン、毛布につきましては、備蓄数量の増強を行いますと共に、新たに紙おむつ、これは乳幼児、大人用でございますが、乳幼児用粉ミルクにつきましても、新たに備蓄品として追加を行い、新年度から計画的に備蓄を図ってまいり、災害備蓄品の充実を行ってまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 以前よりかなり増強し、豊富な態勢になってきたように思われます。今、賞味期限のお話がなかったような感じはするんですけども、その食糧が賞味期

限を過ぎてくれば処分されると思うんですけども、それについて何か考えておられることがありますか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 賞味期限切れの災害備蓄品の処分についてのご質問でございますが、アルファ米、乾パンといった非常食につきましては、賞味期限が5年と定められているところでございます。

このことから、本町といたしましては、賞味期限の近づいた非常食については、地区別防災訓練の中で、炊き出し訓練の材料として活用を図っているところでございますが、最終的に賞味期限が切れましたものについては、廃棄等の処分を行っているところでございます。

これらにつきましては、他の団体においても同様に処分されているということでございますが、今後、質問者も言われているように、何らかのよい活用方法がないかという検討も行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） そのようによろしくお願いいたします。

次に、最後の質問でありますけども、災害備蓄品の周知について、住民の方に災害備蓄品の情報について知っていただくことが、自主防犯意識の向上と安心を得ることに通ずると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（浅井正八君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 災害備蓄品の住民周知についてのご質問でございますが、備蓄品の品目、数量につきましては、毎年の決算の資料であります「主要な施策の成果報告書」の中で報告はさせていただいているところでございますが、特に住民の方に対しての周知というものは行っていないところでございます。

しかしながら、町の災害対策の取り組み状況について、住民の方に正しくご理解をいただきますと共に、災害に対しての備えといった防災意識の高揚を図っていくことの観点からも、災害備蓄品の品目や備蓄数量といった基本的な町の備蓄の考え方について、町のホームページ等を通じ、住民の方に周知を行っていくことも必要であるということで、そういった対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（浅井正八君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君）　今回、災害備蓄品について特定し、色々細部にわたり質問をさせていただきますましたが、平常時より住民の方に、防災に関するその趣旨と地域の情報を必要な限りわかりやすく伝えておくことが、住民の防災行動力の向上につながると考えます。今後とも、自主防犯の意識向上のため、住民周知をよろしく願いしておきまして、以上私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（浅井正八君）　以上で、3番、飯高議員の一般質問は終わりました。

午後2時45分まで休憩いたします。

（午後2時28分　休憩）

（午後2時45分　再開）

○議長（浅井正八君）　再開いたします。

続いて、12番、木田議員の一般質問をお受けいたします。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君）　それでは、前もちまして議長に提出しておりますレジメに従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1番目の町営住宅入居資格ということでございまして、入居資格滅失者の対応について、正確に処理されているのか。監査の過程でそれが判明したということで、その資格滅失者のその後について問うということでございます。

資格滅失者には、当然町営住宅の入居資格が滅失したということで、退去というんですかな、それが当然であるように、私はそういうふうに思いますねんけども、死去に伴う滅失者については、家族の問題や親戚との関係もあり、スムーズに問題解決に至らないことは理解出来ますが、過去においても実例があったと私は記憶しておりますが、今回のように貴重な税金により建設された町営住宅が正常に運営されていないということは、町民への背信ではないのか。やはり、速やかな処理をしてこそ、町民がやはり信頼を持って町政に協力していただけるのではないのかと、そういうふうに思います。毎回、公募されておる方がおりながら、なかなか当選しないということで、今現在何カ月たっているのか、それについてもいつからかもわかりませんねんけども、当然家賃が払われておらないというふうに理解出来ますねんけども、町営住宅の家賃、そして駐車料金においても滞納がふえてきておるような現状がございまして、一日も早い解決というんですかな、やはり町民から納得していただけるような処理がなされるように強く要望したいんですが、今現在どのような状況になっておって、その住宅団地というんですかな、その場所と、そしてまたいつからこういうことになって、今の見通しとか、これから先

の見通しとかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご指摘の件は、単身の入居者が死亡されたことによりまして、空き室の状態で室内に家具等の家財が残っておる部屋が1件ございます。その件についてであると考えerわけですが、このような場合の事務処理につきましては、県にも確認しておるんですが、相続人全員の方と連絡をとり、相続を放棄される場合については、放棄書を提出してもらおうというような手続が必要であるということでございます。今回の入居者の場合は、相続人の方が全部で13名おられます。それぞれ遠方にお住まいであることから、事務処理に時間を要しておりますが、家具等の処分及び敷金の処理について相続人代表の方と協議し、敷金で精算をしていただきたいという意向を確認いたしておりますので、現在その手続を進めているところでございます。今後の処理を早急に急ぎまして、空室の入居募集を速やかに行ってまいりたいと考えておるところでございます。

現在、このような状況でほかに空き部屋になっているところはないわけでございますが、敷金の還付につきまして、さきに申し上げた以外に4件の未処理があります。それにつきましても、早急に処理を進めるべく現在手続をしておるところでございます。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 以前、五百井住宅やったと思いますねんけど、あそこは2戸1ということで、1件の方が今と同じような状態になった時に、そのままつぶすというんですかな、解体出来へんからそのままほったというような事情もありましたですねけども、今回も、貴重な財産ですので、そしてまた入居を願望されておる方がたくさんおられるという状況の中で、やはり早いこと、それは法というんですか、それに則って処理はされておると思いますねけども、出来るだけやはり速やかに処理をしてもらいたいということをお願いしておきたいと思います。

続きまして、2番の公共下水道の整備ということで、17年度予算の中で、浄化槽雨水貯留施設転用に対する支援について、50カ所の予定は少ないのではないのかというふうに思いますねんけども、予定されている供戸数はどのぐらいとされているのかということで、まず供用開始日が17年の3月31日と設定された意味についてお聞かせ願いたいということ。

それと共に、浄化槽雨水貯留施設転用予想が50カ所、貸付金というんですかな、そ

れが設定については、やはり個人住宅が公共下水への切り替えにはなかなか思うほど進まんのではないかということで、集中浄化槽の設置されておる団地については、ほぼ供用も予想されますが、一般個人住宅の方が、供用開始地域の全戸数に占める割合が多いと思われまねんけども、聞くところによりますと、17年度で約300戸の見込みということも聞いておりますが、その後、初年度、2年度、3年度と続くこれからの切り替え事業に対して、集中浄化槽に対する切り替えは速やかに進んでいくものと思われまねんけども、その他の個人住宅についてはなかなか思うようにはいかないようにも思われますねんけども、それで50戸というような形で設定されておるのかなど。勘繰った見方かもしれませんねんけども、反対にそれだけ町民の方が裕福で自己資金でそれをやられるのかもわかりませんねんけども、それらについて、説明会等で得られている感触というんですか、それらについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） まず、3月31日の意味でございますけども、本来でしたらわかりやすいのは4月1日だと思いますけども、地方交付税の関係で、17年の3月31日に供用開始をいたしますと、平成17年の交付税算定につきまして、公共下水道につきましても交付税算入をされます。ですから、町といたしましては、少しでも財源をふやすために3月31日で供用開始することで県と協議をいたしました次第でございます。

次に、供用についてでありますけども、今回の供用開始区域の全戸数につきましては、約2,000戸を見込んでおります。しかし、供用開始初年度でもありますので、公共下水道への利用につきましては、対象戸数の約2,000戸に対しまして、県内での初年度の平均的利用率が約15%でありますので、それに合わせまして300戸を見込んでおるところでございます。

それと、ご質問の浄化槽雨水貯留施設転用でございます。これにつきましては、貸付制度ではありませんので、単独浄化槽ないしは合併浄化槽を雨水転用に利用していただくということで、この制度をいたしております。

その利用ですけども、これにつきましても、ご存じのように、雨水活用によります上水道の負担軽減及び大雨時の内水対策に寄与することをかんがみまして、並びに水資源の有効利用を図ることを目的といたしております。なお、この支援でございますけども、浄化槽の雨水貯留施設転用に対する支援につきましては、これにつきましても先進地がございます。全国的にも、そんなに多くはないですけどもやられておりますので、その

例よりも高い数値を設定いたしております。町といたしましては、そこから勘案いたしまして、最大の利用といたしまして50戸を見込んだ次第でございます。町といたしましては、今、申し上げましたように、決して少ないとは考えておりませんで、どちらかというと多いぐらいな設定になったかと考えております。

以上、ご理解賜りたいと思います。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今、貸付金ではないということなんでしてんけど、そしたらそれは補助金ということで理解してよろしいんですね。そして、それは1戸当たりどのぐらいの金額になるのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 1戸当たり上限10万円となっております。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それと、次年度というんですか、17年は大体集中浄化槽で使用されておるところがある程度供用開始に協力してくれはるということなんですけれども、次年度、3年度となれば、個人住宅地の方が何かふえておるように思いますけれども、それらの予想について、最低限の見積もりというんか、それが300戸として、年次を追うごとにふえていくというふうに予想してよいんですかね。

○議長（浅井正八君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 町といたしましては、供用開始初年度以降5年間の間で、供用区域内の85%の方々に下水道を利用していただきたいという具合に周知啓発を行っていきたいと考えておりますので、当面5年間で85%というのを目標といたしております。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私、今、建設委員会にも何も所属しておりませんので、ちょっと現状はわかりませんけれども、1度だけ先進地視察行った時、何%とかいうぐらいの供用開始以後の供用について協力を得られないというような、というのもわかり安い料金というんですかね、5人槽ぐらやったら1万円前後で浄化槽の点検もしてもらえるということで、なかなかそれがやってもらえないというような現状も聞かしてもらったこともありますけれども、出来ることならそないして予想されておるように、5年間で85%って供用開始していただいたら万々歳やと、私はそういうふうに理解してお

りますねけども、とにかくそれに向けて、やはり斑鳩町も町単独で行くと声明を発表した以上は、やはりその職員も必死になって、その供用に、85%の目標に対して頑張っていたきたいと、そういうふうをお願い申し上げておきます。

続きまして、3番目の長期的・広域的なごみ処理対策ということで、最終処分場の維持経費として、17年度予算では2,675万1,000円が計上されておりますが、その内容について問うということで、私、監査させていただいて、その過程で、コンマ3のバックホーのリース料が1カ月に10万5,000円となっているがということで、買った方が得ではないのかとの質問に対して、購入には3,000万円以上かかるというような答えが今までありました。実際には、見積もりをとったら880万のことでありましたが、それが正当な見積もりとは私自体はそういうふうに思いませんねんけども、大体1トン当たり約100万円が相場と聞いております。だから、500～600万円ぐらいかなと思いますが、それを使用目的としては、焼却場の灰の積み込みとして使用しているということですが、それならば、ホッパーをつくって一時そのホッパーの中へ入れれば、最終処分場には高低差もあるということで、高いところから低いところに設けたホッパーの中に入れれば、重機の使用も要らなくなるのではないかなと、経費も助かると思い、早速にもそのホッパーを設置するのに予算が組まれたんかなと、私はそういうふう考えたんですねけども、実際はそれとは検討外れということでありましたんですねけども。

そして、現在4トンのダンプで2回神戸沖の方に搬送されておるようですが、それも1日2回ということで、何でもっと大きな10トン車でも買って日に1回という考え方で車を購入されなかったのか。

それと、持ち込みについては、私が一般質問した時には、桜井市は持ち込んでおるということを直接申し上げたのに、いや、それは難しいことであると言いながら、いつの間やら町自体がそれと反対の行動で、やはり大阪湾の方へ持って行っておられたということで、その前には、年間100台で1,000万という予算を組んで大阪湾の方に持っていかれておったという、そういうことがありました。誰がどのような根拠でもってそれを決定されておるのか私にはわかりませんねんけども、1台10万円で100台が1,000万という予算が組まれて実施されておりました。それが、4トン車で1日2回ということで神戸沖まで搬送されておるということは、やはり高速料金とか、その乗務員というんですか、職員の体への負担やら車の消耗等を考えた場合、何でそのよう

な小さな2回も走らんような車に決定されたんかということが、私にしたら疑問に思うわけでございます。

ごみは、これからも減少することはなかなか難しいような状態で、現状維持としか考えられないような状況の中で、今の現況をずっと続けようとしておられるのか。本当に将来のことを考えれば、日に1回と2回とはやはり大きな違いがあると思いますねけども、それらについてやはり財政を考えた場合、それはどちらが得とか損とかいうことは、今私の計算ではそれは1日1回の方が得じゃないかということでもありますねけども、今さらすぐに車を買換えるということも無理な状況の中で、やはりもっと先を見た行政の正確な判断というんですかな、それをお示ししていただきたいなど。これから財政的にももっともっと厳しくなると言いながら、何かちょっと、みんなが納得出来るようなそういうふうな方法というんですか、それがとられていないように思いますねけども、やはり町を考えた場合には、やはりもっと効率的な方法でもって搬送とかいうことについても考えられたらいいのではないかなと思いますねけども、それらについてちょっと、わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確かに、当初焼却灰の持ち出しにつきましては、直営方式じゃなしに業者委託をさせていただいて、その分で委託料として支払いが生じておりました。質問者が言われているとおりでございますけれども、ただ4トンを10トンにして、2回のところ1回で排出すれば時間的なロスもというようなご指摘でございますけれども、ここで搬出に際しましては、1日に出てまいります量というのが、年間900トンほど想定しておる中で、1日の焼却灰の関係が4～5トンぐらいになろうかと思っておりますので、購入に際しましては、そういう形でのことも考えて4トンのダンプを購入をさせていただいたということでございます。

それと、ホッパーの関係につきましては、定期監査の時にもご指摘をいただいておりますように、バックホーの関係につきましても、17年度予算を作成するときには色々研究をさせていただきました。バックホーを購入する方がいいのかリースでいく方がいいのかとか、それと現場でホッパーを整備をして設置をするのがいいのかということも色々検討をさせていただく中で、ホッパーを設置をいたしますと、確かに構造的なものもかなりの整備も必要になってまいりますので、そういうことから現行のバックホーをレンタルして灰の積み込みを行っていく方が財政的にも有効ではないか、有利ではない

かということで、こういう現状のような方式で予算を計上をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それは、バックホーをリースして年間120何万ですわな。だけど、実際にあの機械を買うても500～600万やったら、あの機械なんかやったら、大体雨ざらしにしなければ20年ぐらいは今の機械やったら動くのは確実ですよんか。日本の中古の機械でも外国へ持って行ってどんどん使っているような状況の中で、5～6年で償却出来るのではないかなと、私の勝手な試算かも知りませんねんけど、やはりこれからの町の財政が厳しいという中であって、そしたらそれを使わんようにするにはどうしたらえんかというたら、ホッパーを設置したら、そこへダンプしてあけてそれをためてまた持っていくということになれば、別にバックホーなんか要らんと違うかなと。そしたら、そのホッパーにかかる費用がどれぐらいかという、そこまでそういう見積もりとらあったんかどうかな知らんけど、その辺まで教えていただきかったと、私はそういうふうに思いますねんけども、その方が安うつくということであればそれに越したことございませんねんけども、出来るだけ費用のかからんように、これからも滞りなくごみの焼却灰というもんは出続ける以上は、その処理に対して一段とやっぱり研究していただいて、町民からも納得されるような処理の方法を、そして経費の安う上がるような方法を考えていただきたいとお願いを申し上げます。

それから、4番目の社会参加の促進支援ということの中で、ふれあい交流センターいきいきの里の運営の中で、多世代交流拠点としての充実として、ことし、17年度に、料金改定及び大広間の増築の実施により利用者の増加が図られるということなんですけれども、17年度の実施されたその経過を見なければわかりませんねんけども、2,500万を投資して利用者の増加となるのかということに対して、費用対効果ということを問うということで、料金改定と大広間の建設で、町内利用者の増加が見込めるとの判断は、私としてはちょっと甘いように思われますねんけども、それはやってみなければわからないことございまして、現況の施設での利用者増は、私としてはつながらないように思われます。利用者の声を聞かれていたならば、現在の施設での不足部分についても十分な掌握がなされていないのではないかと。利用増よりも、多世代交流拠点として存在感を高められる施策を考えていかなければ、運営の危機へとつながっていくように思

われますが、対策等について問うということで聞きたいんですねけども、やはりあの施設をつくられた経過というんですかな、それを考えたら、あの地域に補償工事としてつくられたということで、東・西憩いの家とえろう大差のあるような施設にしたら、やはり東、西の地元の人に対しても差が出てくるということで、それまでサウナとかいうような考え方も、みんなの要望もあったと思いますねけども、それも出来なかったということで、結局あの施設としてはあの程度が普通ではないのかなというふうに思いますねけども、その施設でお客をふやそうと思えば、なかなか現状も見てみたら、それほどふえるようには思われませんかねんけども、それで一応試してみるということなんですねけども、試す前にあれこれ言うてもいたし方ないんか知りませんねんけども、やはり貴重な町の税金を使ってつくった以上は、町内の人にたくさんの利用者がふえていただくのは最善かと思えますねけども、やはり現状の入浴施設では余りにお客さんがふえるという要素が足らんように思いますねけど、それらについてどういうふうに判断してこういうふうななになになった。それは、我々も色んな意見を言うてそれを取り上げていただいたという経過もありますねんけども、それについて、今現在こういうふうになるのではないのかなという、それはあくまでも今現在実施してない以上は予想なんですねんけども、それらについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（浅井正八君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確かにふれあい交流センターのいきいきの里の中で、17年度より町内の利用者の方を値下げをさせていただきまして、町内の方のより多くの方に利用していただくという形で取り組みを17年度からさせていただくということで実施をさせていただいております。

ただ、現在のふれあい交流センターいきいきの里のところで、各種団体でご利用をいただいております小広間につきましては、和室の6畳の2間続きというところで、ご利用をいただく団体等からも、和室12畳では狭いということで、もう少し広いところがあったらなというようなこともお聞きもさせていただいておりますし、またご利用をいただく時に、予約等で入れていただいておりますけれども、そういう団体の方から等も、それだけだったら使用がちょっと人数的にも無理だなということで、ご利用をためらっておられるような団体もあるというように聞いております。

こういうことから、そういう形で増築をさせていただき、もう少し多くの人数でもご利用いただけるような形にさせていただき、そしてそういうご利用をいただく団体等に

つきまして入浴等を促進を出来るような形でのPRをさせていただけたら、そういう形での利用が見込めるのではないかなということと考えをさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 2,500万もやはり投資する以上は、ある程度の利用料というんか使用料を取っていただきたいなど。それ以後の管理とかについても、やはりかなりの経費がかかってくると考えられますので、今、どれぐらい取ろうとしておられるのかわかりませんねけども、やはりそうした施設をつくって、それから公共施設ということについてはなかなか収益は上げられないというのは実情ではありますねけども、それはある程度理解は出来ますねけども、そやけど少しでもそれをカバー出来るような料金設定を考えていただきたいなということをお願いしておきます。

続きまして、最後の5番目なんですねけども、三井の岡の原で建設中のレストランの経過についてということで、長期に放置されておりました経過と地元自治会の対策について、地元と業者が協力しなければ地元の発展がないと思われませんが、その後の出店についてはスムーズに進んでいるのかということで、まず昭和62年当時に開発申請されて、その後に計画が中止されていましたが、その後去年の年末ごろから建築が進められておりますが、その経過について、三井の今年1月に初集会がありました時に、私その時にいつも寄せていただいておりますねけども、あの今建築されておるのは違法建築ではないのかという質問がありました。それは、建築確認申請を取っておられるということで、違法建築ではないというふうに私は確信はしておりますねけども、それと斑鳩町の文化遺産を守るために合併に反対の住民投票を行ったということをおっしゃられた人もおります。やはり岡の原は市街化調整区域であり、しかも宮内庁の用地もあるように聞いておりますが、そこで建築出来る根拠についてと、そしてまた地元三井自治会との協議の進捗についてどのように進んでいるのか。やはり、昭和62年当時は、町、そして業者、そして地元、中には自治会、そして水利組合の方の署名捺印ももろうておられるということで協議に同意されたということなんですねけども、名前とかそういうことは別にして、年月日というのですかな、それはいつそういう協議がなされたのかということをお聞かせ願いたい。というのも、今現在、昭和62年からやはり世代交代が進んでおりました、全くそういう事情も知らないような自治会員さんが来て、私が行った時に突然そういうことを聞かれたということで、私も今現在その当時のなにながそのまま業者も

替わらずにそういう建築が進められておるのかなと思うてましたら、それに対して、今現在62年当時に出された業者と違うということをお聞かせいただいておりますねけども、それらについてどのように理解したらいいのか。建築確認申請というのは何年間有効というんですかな、それらについて聞かせていただきたいなと思います。

○議長（浅井正八君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、当初の経緯から説明させていただきますが、質問者も申されてますように、これは当初、昭和62年、大阪市内の法人がレストランの建築を目的として開発にかかれたわけですが、地元関係者、あるいは関係団体の同意も取った上で、農地転用、開発許可等の許認可を得て造成工事まで行われたわけでございます。建築工事の前にその計画を中止されております。その後は、当該地は市街化調整区域ということもございまして、新たな土地利用はされてない状況でございました。平成14年に、次は大阪府柏原市内の、これは当初とは別の法人ですが、レストランの建築を目的として、斑鳩町開発指導要綱に基づき事前協議の申し出があったところでございます。

先ほど、最後の方に、建築確認はいつまで有効なんかということがありましたんで、ここでまず言うておきますと、建築確認を取られますと、これは永久的に有効なわけでございます。

今回申し出のあった計画についてですが、当初の法人が計画していた建物と規模等が異なっておるということから、平成15年度に、都市計画法第42条第1項ただし書きの許可、これは平成15年11月11日に許可がおりております。また、風致許可につきましても同日付の許可。そして、平成16年度に建築確認、これは4月4日に確認がおりておるわけですが、これらの許認可を得て現在建築工事に至っておるところでございます。

なお、地元との合意形成ということについては、これは計画地周辺の利用関係者及び地元自治会並びに地元水利組合との協議結果に関する報告というのを、町の開発指導要綱で事業者に求めておるところでございまして、その報告によりますと、地元の自治会、あるいは水利組合等との協議もなされておるわけでございますが、今現在地元の同意は得られてないというふうには確認はしております。

地元とのこれまでの協議の経過について言いますと、まず最初に平成14年11月の9日に三井の水利組合と協議を行われまして、その後およそ20回程度にわたる協議を

地元の各水利組合ともなされておるわけで、それで現在に至っておるところでございませう。

以上です。

○議長（浅井正八君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 地元の水利組合との協議がスムーズにいったないということについては、私その話を聞いた時、今までから放流同意金というんですかな、それを地元の自治会というんですか、その方たちがお願いしておられるのではないのかなということで、今の浄化槽を入れておられる設備を見たら、循環型浄化槽ということで、そして前の水路については公有水面ということで放流同意金は要らないということで、業者はそういうふうに戻されたんではないんかなと。地元が今までから放流同意金を、色々話題になっておったところでございますねけれども、やはりあれだけ大きな施設となれば、地元もそれによって何とかというような形になったんではないんかなと。それはあくまでも私の憶測なんですけれども、しかしその辺についてもなかなかまだ同意も得られないということで、ぼつぼつとしか仕事ははかどってないということで、その労をとっていただくという面についても、何も放流同意金とかそういうことでなしに、あそこまでいった以上は、一日も早く営業していただいて、それで町税の増収につながる営業を始めていただくように、町民の方にも労をとっていただきたいなど。なかなか会われへんとか会うとかということで、今月中に会われるような話は聞きましたんですねけれども、とにかくその話は早いこと解決、お互いに解決するのがやはりベストと思いますので、その労を町の方もとっていただきたいなど。それがやはり町の財政を潤す一粒の種にもなると思いますので、その努力をお願いいたしまして私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（浅井正八君） 以上で、12番、木田議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

（午後3時24分 散会）